

災害時の医療・保健活動マニュアル目次（保健福祉センター編）

I 災害時の医療・保健活動対策	
1 平常時の準備	1
2 災害対策の流れ	2
3 職員の勤務体制等	8
4 把握すべき被災状況項目と報告様式	10
II 医療救護対策	12
1 医療救護	12
平常時の対応	12
(1) 体制の整備	12
(2) 情報の整備	12
災害時の対応（初動）	12
(1) 情報収集・提供	12
(2) 医療救護班	13
(3) 救護所の運営	13
(4) 患者搬送	13
(5) 医療ボランティア	13
2 医薬品の供給	14
平常時の対応	14
災害時の対応（初動）	14
(1) 積載所業務	15
(2) 医薬品の輸送	15
(3) 医薬品の供給状況の把握	15
III 健康対策	16
平常時の対応	16
1 関係機関との連携及び訓練研修等	16
2 要援護者に対する対応体制の整備	16
災害発生時の対応	17
1 初動・緊急対策	17
2 応急対策	19
3 復興対策	20
資料1 保健活動に必要な物資	21
資料2 訪問優先順位の考え方（案）	23
資料3 健康対策活動指針（例示）	24
IV 生活環境対策	25
1 食品衛生対策	25
平常時の対応	25
災害発生時の対応	25
(1) 初動対応	25
(2) 緊急対策	25
(3) 復興期	26
2 飲料水対策	27
平常時の対応	27
(1) 体制の整備	27
(2) 情報の整備	27
災害発生時の対応	27
(1) 初動対応	27
(2) 緊急対策	28
(3) 応急対策	28
(4) 復旧・復興対策	28
3 入浴対策	30
平常時の対応	30
災害発生時の対応	30
(1) 緊急対策	30
(2) 応急対策	30

4	火葬対策	31
	平常時の対応	31
	災害発生時の対応	31
	(1) 初動対応	31
5	ペットの保護と収容対策	32
	災害発生時の対応	32
	(1) 応急対策	32
6	毒劇物対策	33
	平常時の対応	33
	災害発生時の対応	33
7	廃棄物対策	34
	平常時の対応	34
	災害発生時の対応	34

様式 目次

(様式番号)

	災害(事故)緊急報告書	37
医療	1 医療機関被害報告	38
医療	2 救護所開設状況報告	39
医薬品	1 支援医薬品等の受取状況報告書	40
医薬品	2 支援医薬品等在庫状況報告書	40
医薬品	3 支援医薬品等の払出状況報告書	41
医薬品	4 災害発生時調査項目報告	42
健康	1 被災者健康対策の状況	43
健康	保 1 管内保健・医療福祉関係機関一覧	
	I 市町保健・医療・福祉担当課一覧	44
	II 医療機関一覧	45
	III 高齢者の施設一覧	46
	IV 障害のある人の施設一覧	48
	V 行政・相談窓口	50
	VI 医療・福祉関係団体	51
	VII 当事者団体・家族会等	52
健康	保 2 要緊急援護者リスト	53
健康	保 3-1 災害弱者所在マップ掲載同意書	54
健康	保 3-2 異動連絡表・名簿	55
健康	保 3-3 災害弱者所在マップ掲載の同意について(お願い)	56
健康	保 4 要緊急援護者安否確認状況一覧表	57
健康	保 5 避難場所・救護所の設置状況	58
健康	保 6-1 健康相談票	59
健康	保 6-2 仮設住宅訪問指導記録票	60
健康	保 7 繼続支援者台帳	61
健康	保 8 避難所巡回日報	62
健康	保 9 健康管理活動報告	63
健康	保 10 家庭訪問不在時メモ	64
健康	保 11 被災世帯の健康調査(地区別)	65
健康	保 12 避難所の生活環境調査票	67
感染	保 1 防疫活動状況報告	68
食品	災害時食品衛生関係報告書	69
飲料水	災害情報報告書	70
飲料水	保 被害状況報告書	72
衛生	災害発生時調査項目報告	73
動物	1 (保健福祉センター → 薬事衛生課)	74
動物	2 (市町等 → 保健福祉センター)	75
毒劇物	1 毒劇物事故に係る受報用紙	76
毒劇物	2 毒劇物事故に係る速報用紙	77
毒劇物	3 毒劇物事故に係る事故報告書	78
廃棄物	保 被害状況報告書	79

I 災害時の医療・保健活動対策

1 平常時の準備

災害の発生に備え、平常時からの準備等対応について、本庁と保健福祉センターでの対応を記載する。

対策区分	災害時の医療・保健活動対策	
	本庁の対応	保健福祉センターの対応
全般	<ul style="list-style-type: none"> • 執務体制要領の作成(緊急連絡網・役割分担等) • 県防災総合訓練等定期的な防災訓練の実施(図上訓練・伝達訓練等含む) • マニュアルの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> • 執務体制要領の作成(緊急連絡網・役割分担等) • 管内での定期的な連絡会議や防災訓練の実施(図上訓練・伝達訓練等含む) • 災害時に必要な物資の備蓄 • 保健福祉センター間の協力体制の確認 • 管内市町における災害時執務体制の確認 • 市町間の協力体制の確認(防災計画の把握)
医療救護対策	<ul style="list-style-type: none"> • 県医師会、附属病院、日赤県支部等との医療救護体制の確立 • 災害時後方病院の指定 • 災害拠点病院の指定 • 病院防災マニュアルの把握 • 災害拠点病院の施設・設備等の整備状況の把握 • 隣接県との医療支援協力体制の確立 • 県防災総合訓練における医療救護訓練の実施 • 災害時後方病院との情報連絡体制の整備(責任者等の把握) • 石川県災害・救急医療情報システムの整備と災害運用訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 都市医師会等との医療救護体制の確立 • 災害時後方病院の把握 • 災害拠点病院の施設・設備等の整備状況の把握 • 県防災総合訓練における医療救護訓練の実施 • 管内医療機関の把握(エリアごとの名簿、位置図の作成) • 災害時後方病院との情報連絡体制の整備(責任者等の把握) • 石川県災害・救急医療情報システムの活用推進と災害運用訓練の実施
	<ul style="list-style-type: none"> • 災害用備蓄医薬品等の確保 • 医薬品等卸業組合との協定締結及び連絡体制確保 • 赤十字血液センターと血液製剤の備蓄状況等情報交換、連絡体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> • 地区薬剤師会等との連絡体制確保 • 市町における災害用医薬品等の備蓄状況の把握 • 南加賀保健福祉センター及び能登中部保健福祉センターにおいて災害用備蓄医薬品等を保管管理
健康対策	<ul style="list-style-type: none"> • 「健康対策行動指針」の作成 • 報告、記録様式の作成 • 健康対策に必要な情報一覧の作成 	<ul style="list-style-type: none"> • 市町防災計画における災害時健康対策の確認 • 健康対策に必要な情報整備 • 健康教育パンフレットの準備(市町と協議) • 保健福祉センターが関わっている要援護者のリスト整備(地図上で整理などわかりやすく) • 市町の要援護者リストの整備状況の確認(見守りネットワーク等の活用) • 市町における要援護者の安否確認体制、避難誘導体制の確認 • 市町における指定避難所の位置(地図)の確認
精神保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時における精神科救急医療体制の整備 • 精神科救護所設置計画、専門スタッフ配置計画の作成 	(健康対策に含む)

生活環境対策	水道の断水被害防止と発生時の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> • 緊急時連絡体制整備 • 備蓄資機材保有状況等情報の集積 • 水道施設耐震化の推進 • 広域応援協定締結の推進、指導 	水道の断水被害防止と発生時の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> • 災害発生時飲料水対策行動指針の策定 • 管内水道事業者等関係機関の連絡先リストの作成 • 給水拠点等情報の整備 • 管内住民への飲料水備蓄・宅内給水施設の状況把握等の啓発及び指導
	• 火葬場（施設所在地、連絡先、市町担当者等）の把握	
	• 火災予防や危険防止等についても通常監視により毒物劇物営業者等を指導	• 火災予防や危険防止等についても通常監視により毒物劇物営業者等を指導

2 災害発生後の流れ

災害対策は、対策の目的とその時間的切迫性により、初動対策、緊急対策期、応急対策期、復旧・復興対策期に分類し、大まかな時間の経過は下記のとおりである。

- 初動対策 災害発生から1日程度
(初動体制の確立時期)
- 緊急対策 災害発生から約1週間程度 (医療救護については3日程度)
(1人でも多くの人命を助けることを目的とした対策を実施)
- 応急対策 災害発生から約1ヶ月程度
(被災者が災害前のように自立して日常生活が送れるよう、生活支援を中心とした対策を実施)

それぞれの時間の経過及び対策ごとに応すべきことを記載すると下記のとおりである。

(1) 初動対策

対策区分	災害時の医療・保健活動対策	
	本庁の対応	保健福祉センターの対応
全般	<ul style="list-style-type: none"> • 施設設備の安全確保 • 職場の機能が使用可能か確認 • 勤員計画に基づく職員の配備(参考した職員内での役割分担、指揮命令系統の確立) • 災害情報の収集、伝達(保健福祉センターへの職員の派遣による情報収集など) <ul style="list-style-type: none"> • 各課長は掌握した被害状況を厚生政策課長及び消防防災課長へ速報 	<ul style="list-style-type: none"> • 施設設備の安全確保 • 職場の機能が使用可能か確認 • 勤員計画に基づく職員の配備(参考した職員内での役割分担、指揮命令系統の確立) • 管内の災害状況の把握と関係課への報告(市町灾害対策本部への職員の派遣による情報収集など) <ul style="list-style-type: none"> • 市町からの災害情報、被害報告を取りまとめるとともに、保健諸施設の被害状況を厚生政策課長及び消防防災課長へ報告
医療救護対策	<ul style="list-style-type: none"> • 被災状況、医療救護活動に関する情報の収集、伝達 • 市町の応援要請の把握 • 災害・救急医療情報システムにより医療機関の被災状況、活動状況(活動能力)等を把握 	<ul style="list-style-type: none"> • 被災状況、医療救護活動に関する情報を把握し、医療対策課へ報告 • 災害時医療情報の収集拠点として市町等に情報提供 • 管内市町の医療救護班の応援要請を把握し、医療対策課へ報告 • 救護班の受け入れに関する調整 • 関係機関との連携と地域における保健衛生活動の総合調整 • 郡市医師会からの情報把握 • 災害・救急医療情報システムにより医療機関の被災状況、活動状況(活動能力)等を把握

	<ul style="list-style-type: none"> 市町、保健福祉センター、県医師会等を通じて、その他の医療機関の被災状況、活動状況等を情報収集 重症患者等の後方搬送の調整 災害時後方病院、医療機関、救護所への患者搬送状況の把握（市町、保健福祉センター、福祉センターを通じて行う） 救護班の編成・派遣に関する調整 ライ夫ラインの医療機関への優先的な供給を関係機関へ要請（特に透析医療機関への上水道） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町、郡市医師会等からその他の医療機関の被災状況、活動状況等を情報収集し、医療対策課へ報告 重症患者等の後方搬送の調整 災害時後方病院、医療機関、救護所への患者搬送状況の把握 難病、結核、精神疾患等の保健福祉センターが把握する要援護者（在宅患者）の安否確認、健康状態の確認、必要な医療の確保 市町が把握する透析患者等の特殊医療の必要な在宅療養患者に対する援助体制の確認
	<ul style="list-style-type: none"> 赤十字血液センターの供給状況確認 災害用備蓄医薬品等の輸送に関する指示 県内医薬品等卸業者に対する調達協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市町と協力し輸血用血液の供給状況の把握（薬事衛生課へ報告） 市町と協力し災害用備蓄医薬品等の輸送 市町と協力し輸送人員及び輸送ルートの確保（薬事衛生課へ報告） 医薬品等卸業者と協力した医薬品等の輸送 備蓄医薬品等の供給状況の把握（薬事衛生課へ報告） 市町と協力し管内市町及び救護所等で不足している医薬品等の把握（薬事衛生課へ報告）
健康対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターへ職員を派遣し被災者の状況、保健福祉センターの活動方針等を確認し対策本部へ報告 保健福祉センターからの報告に応じて活動方針計画の調整及び保健福祉センターへの指示 必要時、非被災地保健福祉センターへ応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の状況に応じて医療救護活動を優先し、保健福祉センターの活動方針の決定、健康推進課へ連絡 市町担当課と協議し活動方針・計画の策定 市町と協議した活動方針・計画を健康推進課へ報告
精神保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の状況、市町の対応状況など情報収集し、対策本部へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健活動状況を障害保健福祉課へ報告 保健福祉センターが把握する精神障害者の安否確認、健康状況確認、医療状況確認
防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターからの応援要請に対する職員の派遣調整 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況により、検病調査班や食品衛生指導班を編成したときは健康推進課又は薬事衛生課に報告 当該保健福祉センターだけでは十分でないときは、健康推進課又は薬事衛生課に応援要請
生活環境対策	<p>給水状況等の把握や応急給水等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部下部組織「給水対策班」の設置 給水対策班は、市町、水道事業体、保健福祉センター、関係機関等から受けた情報を県災害対策本部へ伝達 <p>火葬場被災状況等広域火葬の実施に関する情報の把握</p>	<p>給水状況等の把握や応急給水等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 所内の執務体制の確立 管内市町の被災状況等情報収集し、水環境創造課へ報告 <p>火葬場被災状況等に関する情報があれば薬事衛生課へ連絡</p>

<p>毒劇物保管庫等が被災した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 金沢市内で発生（販売業者以外） <ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の把握 ・関係職員への連絡と初動対応に必要な人員の招集 ・現場への職員派遣（必要に応じ） ・被災した取扱業者への盗難予防、飛散流出防止の指導 ・紛失・盗難の通報があった場合には警察に通報 ・飛散・流出があった場合には、健康危機管理マニュアル（飛散流出事故）により対応 2 金沢市以外で発生 <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センターからの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・毒劇物保管庫等が被災した場合 ・災害状況の把握 ・関係職員への連絡と初動対応に必要な人員の招集 ・現場への職員派遣（必要に応じ） ・被災した取扱業者への盗難予防、飛散流出防止の指導 ・紛失・盗難の通報があった場合には警察署に通報 ・飛散・流出があった場合には、健康危機管理マニュアル（飛散流出事故）により対応 ・薬事衛生課に事故状況を報告
--	---

(2) 緊急対策期

対策区分	災害時の医療・保健活動対策	
	本庁の対応	保健福祉センターの対応
医療救護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・他県市等へ応援要請を行い、応援救護班の受け入れについて調整 ・医療ボランティアの受入・派遣調整 ・市町における救護所の設置・運営状況の把握 ・必要に応じ、災害拠点病院、自治体病院、歯科医師会等の協力を得て、歯科医療救護班を編成、派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・支援医薬品等の積載場所の設置に関する指示 ・支援医薬品等の輸送に関する指示 ・県薬剤師会等への協力要請（医薬品等の保管管理、供給実施など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県市等の応援救護班の受け入れに関する調整 ・医療ボランティアによる医療の支援、調整 ・市町との連携のもと、救護所の運営体制（診療時間等）に関する調整 ・地域の歯科医療状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・支援医薬品等の積載場所の設置 ・積載場所業務の統括 ・積載場所業務の人員確保（薬事衛生課へ報告） ・市町と協力した支援医薬品等の輸送 ・輸送人員及び輸送ルートの確保（薬事衛生課へ報告） ・地区薬剤師会等への協力要請 ・支援医薬品等の集積及び輸送状況の把握（薬事衛生課へ報告）
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センターへ職員を派遣し、被災者の健康状況、市町の対応状況を情報収集し、対策本部へ報告 ・保健福祉センターの報告に応じて被災者の健康対策の活動方針・計画の調整、保健福祉センターへの指示 ・保健福祉センターの巡回健康相談活動に必要な医薬品、衛生材料、機材等の確保 ・保健福祉センターの要請に応じて必要な応援職員の確保・派遣 ・必要時、国、他都道府県へ応援要請、応援者の受け入れ調整（受入場所、人数、期間等） ・保健師の派遣要請に対する調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センターが把握している要援護者の安否確認、健康状況の確認、必要な医療の確保、巡回相談の実施 ・医療機関、薬局、福祉施設等の稼働状況の把握 ・市町の保健活動拠点、連絡体制の確認 ・市町の保健活動拠点へ職員を派遣し、被災者の健康状況把握に協力 ・市町担当課と協議し、被災者の健康相談窓口の設置や巡回相談等の健康対策の活動方針・計画の策定 ・必要時、健康推進課へ応援職員の要請 ・他都道府県からの応援者があるときは市町と協議し受け入れ体制の調整（場所、人数、期間等） ・市町における要援護者状況把握体制の確認 ・必要時、市町へ保健師を派遣し、要援護者の健康管理活動の支援
健康対策		

		<ul style="list-style-type: none"> ・市町と協働で実態調査後の要支援者台帳作成、フォローアップ体制の整備 ・避難所毎の入所者健康管理体制、感染予防対策の確認、指導 ・市町災害対策本部へ被災者ニーズの提言 ・市町と協働で被災者全員の健康・生活実態調査の実施
精神保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現地スタッフの健康状況の確認、心のケアの実施 ・保健福祉センターの精神保健活動状況の把握 ・保健福祉センターからの報告に基づき被災地の精神保健活動状況を関係機関、国等へ情報提供 ・専門スタッフの確保、配置調整 ・精神科医療機関の稼動状況の把握、保健福祉センターへ情報提供 ・患者の急発・急変に備え精神科の協力医療機関の確保 ・隣県の病院へ患者受入等の依頼 ・夜間を含む災害時精神科救急医療体制の確保 ・こころの健康センター、保健福祉センター、精神科医療機関との連絡調整 ・国や他都道府県へ協力要請 ・他都道府県からの応援者の受入調整（場所、人数、期間等） ・精神科救護所活動に協力する医療機関の確保、調整（人数、期間等） ・精神保健医療関係団体の協力体制の把握、保健福祉センターと連絡調整 ・精神科救護所、精神保健班等の活動状況の把握、対策本部へ報告 ・救急患者搬送体制の調整 ・必要時、保健福祉センター及び市町に精神科救護所を設置し、専門スタッフの派遣 ・こころの健康センターと協議し応援体制計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況、被災者ニーズ等について市町及び関係機関へ情報提供 ・精神保健活動拠点の設置 ・精神保健班の編成、派遣 ・24時間体制の相談窓口の設置 ・市町と協議し精神保健活動方針、計画の策定、活動体制の確立 ・市町災害対策本部へ被災者の精神保健ニーズの情報提供 ・必要時、障害保健福祉課へ専門スタッフの応援要請 ・市町と協議し他都道府県からの応援者の受入調整（場所、人数、期間等） ・必要時、精神科救護所の設置及び運営管理 ・精神科救護所に協力する医療機関の確保 ・精神科救護所で使用する医薬品の管理 ・必要時、障害保健福祉課へ応援職員の要請 ・精神障害者の継続的医療の確保 ・精神疾患の急発・急変への救急対応 ・避難所を中心に巡回相談 ・健康管理活動班、一般医療救護班との調整会議 ・障害保健福祉課へ精神科救護所、精神保健班等の活動状況と精神保健医療活動状況の報告
防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫活動体制の把握 ・保健福祉センターに市町の防疫対策の実施を指示 ・県災害対策本部の情報の提供 ・保健福祉センターの市町における防疫活動と衛生指導の状況把握（健康推進課・薬事衛生課） ・保健福祉センターからの応援要請に対する調整及び必要時、職員の派遣 ・ねずみ族、昆虫等の駆除が必要な場合、石川県ペストコントロール協会に協力を要請 ・必要時、他都道府県、国への協力要請 ・保健福祉センターから要請があれば防疫資材の調達、あっせん（健康推進課・薬事衛生課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の防疫・衛生活動状況の把握 ・市町からの応援要請の調整 ・市町へ職員を派遣し防疫活動の指導 ・給食（炊出し）調理箇所における衛生指導 ・必要時、健康推進課（又は薬事衛生課）へ応援要請 ・避難所における保健衛生対策の確認、指導 ・市町に対し適切な防疫資材の確保、使用法の指導 ・市町からの要請に対する調整（調達・あっせんの要請があれば健康推進課（又は薬事衛生課）へ連絡） ・必要時、入院医療機関の確保 ・必要時、臨時予防接種の実施 ・防疫活動を健康推進課へ報告

生活環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難者に対する給食、支援食品の衛生指導状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難者に提供される給食の調理、配膳の衛生指導 給食再開時の衛生指導 支援食品等の衛生状態の確認
	<ul style="list-style-type: none"> 給水対策班は、市町、水道事業体、保健福祉センター、関係機関等から受けた情報を県災害対策本部へ伝達 必要に応じ隣接県や水道工事業界等へ要請 状況把握と保健福祉センター等現地に対する指導 	<ul style="list-style-type: none"> 管内市町の被災状況等情報収集し、水環境創造課へ報告 応援要請や資機材の提供要請状況を把握し水環境創造課へ報告 給水状況を把握し水環境創造課へ報告 施設の損壊及び復旧状況等情報収集し、水環境創造課へ報告 必要に応じ水環境創造課へ要請 湧水、井戸水等を緊急に飲用水とする場合の水質検査の励行指導と検査の実施 水質検査は、水道法第20条検査機関と協同で実施 水質検査励行等チラシで広報
	<ul style="list-style-type: none"> 火葬計画の策定、被災市町への情報提供 広域火葬実施状況の把握 	
	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センター及び浴場組合を通じて施設の営業状況を把握 公衆浴場の営業状況等情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活環境の把握 公衆浴場等衛生施設の稼働状況の把握 被災者への情報提供(公衆浴場営業状況等)

(3) 応急対策期

対策区分	災害時の医療・保健活動対策	
	本庁の対応	保健福祉センターの対応
健康対策	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対策の継続 保健福祉センターの報告に基づき被災者健康対策に関する中長期的活動方針を検討し、保健福祉センターへ指示 被災地におけるスタッフの情報交換、専門家を招いての学習会等の企画（スタッフに対する心のケア含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対策の継続 精神保健班と連絡を密にし、心のケア活動を強化 市町と協働で仮設住宅全世帯の健康調査の実施 市町と協働で仮設住宅健康調査後の要支援者台帳作成、フォローバック体制の整備 市町における平常業務再開計画の確認 市町担当課と協議し、被災者健康対策の中長期計画を策定 健康管理活動のデータ整理 市町への業務引継ぎの準備
精神保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> 社会復帰施設の受け入れ可能状況の把握、情報提供 定期的な医療情報の把握、情報提供 精神科救急医療体制の継続 こころの健康センターと協議し、救援活動に従事するスタッフの心のケアの実施 マンパワーの状況確認、応援者の確保、調整 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模作業所、グループホーム等の被害状況の把握 精神障害者の継続的医療の確保 精神障害者の生活支援体制の整備 避難所の管理者に対し精神障害者の理解と対応について助言指導 被災者の心のケア活動の強化 市町と協議し長期的な精神保健活動計画の策定 マンパワーの状況確認、必要時、障害保健福祉課へ応援者要請

生活環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 水の衛生上対策等のため、状況把握と保健福祉センター等現地に対する指導 状況把握と保健福祉センター等現地に対する指導 必要に応じ隣接県や水道工事業界等へ要請 	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水活動状況の把握 飲用に当たっての注意等衛生上の指導の実施 湧水、井戸水等を緊急に飲用水とする場合の水質検査の励行指導と検査の実施 水質検査は水道法第20条検査機関と協同で実施 水質検査励行等チラシで広報 施設の損壊及び復旧状況等情報収集し、水環境創造課へ報告 必要に応じ水環境創造課へ要請
	<ul style="list-style-type: none"> 市町の要請に応じ、仮設風呂の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ仮設風呂の設置について市町に助言 布団の乾燥等避難所の生活環境の衛生保持
	毒劇物保管庫等が被災した場合	毒劇物保管庫等が被災した場合
	<ol style="list-style-type: none"> 金沢市内で発生（販売業者以外） 飛散・流出があった施設の応急・復興状況確認 金沢市以外で発生 保健福祉センターからの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 飛散・流出があった施設の応急・復興状況確認 薬事衛生課に応急・復興状況を報告
		<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ設置、閉鎖の把握 消毒実施の把握
	<ul style="list-style-type: none"> 被災動物に関する情報収集 (社)石川県獣医師会並びに緊急災害時動物救護本部（事務局：(財)日本動物愛護協会）に対し協力を要請 必要物資の調達及び動物の保護管理場所確保 金沢市への協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等において必要な資材の種類・量を把握し、薬事衛生課に報告 保護が必要なペット動物の状況及び保護の現況について把握し、薬事衛生課に報告 支援物資の配布・利用 適正飼養等の助言指導

(4) 復興期

対策区分	災害時の医療・保健活動対策	
	本庁の対応	保健福祉センターの対応
健康対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターの報告に基づき長期的活動方針を検討し、保健福祉センターへ指示 マンパワー状況を確認し、他都道府県へ応援要請の終了時期の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 市町への業務引継ぎ 平常業務体制への移行 長期的市町支援計画の策定 被災者の心のケア活動体制の継続 仮設住宅入居者への巡回相談 仮設住宅におけるコミュニティ形成支援
精神保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> 社会復帰施設、グループホーム、小規模作業所等の復旧支援 こころの健康センターに長期的精神保健活動の拠点を設置し、保健福祉センターとの協力体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 被災精神障害者の生活再建支援 こころの健康センターと協議し長期的精神保健活動計画の策定 市町に対する支援活動の継続、市町災害対策本部へ被災者ニーズの情報提供
生活環境対策		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物一時集積場所の把握

3 職員の勤務体制等

初動体制を立ち上げるための迅速な職員の確保及び長期化する災害対策業務を継続するため、職員の勤務体制の確立が重要である。

平常時の対応

(1) 職員の緊急連絡体系（電話網）の作成

- ア 勤務時間内外に災害が発生した時に備え、緊急連絡体系を毎年整備しておく。
- イ 所外に勤務中の職員は、自己携帯電話等で所在を明確にすることを徹底しておく。また、所内にいる職員は、所外に勤務している職員の所在確認を実施する。

(2) 職員の出勤方法の把握

- ア 職員の出勤方法を把握しておく。
- イ 平常時の交通手段が利用できない場合（道路、線路等の崩壊）の代替交通手段及びその場合の参集時間を把握しておく。
- ウ イで、参集時間に時間を要し、所属に参集できない時は、最寄の保健福祉センター、県庁、県立病院等で災害活動に従事できるよう、あらかじめ参集場所を指定する。

(3) 職員の訓練体制

職員は災害が発生した場合、健康危機管理マニュアルに準じた、各班体制が機能できるよう訓練を行う。（伝達訓練、図上訓練等の実施）

(4) 勤務者の食料等の確保及び保健活動に必要とする物品の確保

災害対策活動に必要な物品類の備蓄、調達方法を明確にしておく。

災害発生時の対応

(1) 勤務時間内に災害が発生した場合

- ア 所内消防防災マニュアルに基づき、避難等、職員の安全確保を行う。
- イ 直ちに施設の被災状況を確認し、ガス、電気、水道等のライフライン及びガス漏れ、漏電等二次災害の恐れの有無を把握する。
- ウ 点検後応急措置が必要な場合は、関係業者に連絡する。

(2) 勤務時間外に災害が発生した場合

- ア 職員は時間外、休日等に災害が発生した場合及び発生予知を知った場合は、緊急連絡体系に基づき、被災状況（本人・家族の健康状況、家屋状況）を報告する。併せて、出務状況（方法）も報告し、所属に参集する。
- イ 交通機関の途絶等災害の状況により、所属に参集できない場合は、あらかじめ指定している最寄りの保健福祉センター、県庁、県立病院等に参集し災害活動に従事する。

- ウ 保健福祉センター所長は、所属職員の安全確認及び出務状況を把握し、すぐに職員の役割分担と配置を行う。また、毎日本庁主管課に出務状況を報告する。
- エ 保健福祉センター所長は、職員の確保状況からみて緊急対応の出務体制をとることが困難な場合は本庁主管課に対し、応援職員の派遣要請を行う。
- オ 救援物資の搬入、搬出時等勤務時間外、休日等に要員を必要とする時期にあっては、必要人員の確保を行い24時間体制で対応する。
- カ 災害対策業務の状況により、勤務時間外、休日等における勤務割りを行い、迅速、的確に対応する。
- キ 勤務時間中であっても、過重な業務従事者に対しては、適宜休憩できる体制をつくる。

(3) 緊急事態対応組織編成方法

保健福祉センター所長は、所管する管内の実情に合わせた緊急事態対応組織を編成し、職員の出務状況及び応援職員等の派遣状況を元に職員の配置を行う。職員の配置数、配置部門については、対策状況等により隨時再編し、適切な対応を行う。

(4) 機能に応じた施設整備

保健活動の拠点、防疫活動の拠点、救援物資の集積、仕分け場所、職員の仮眠場所の確保等対策活動に応じた部屋割りを実施する。また、機動力（自動車、自転車等）についても必要量を算出し、配置を行う。

(5) 命令・指揮系統の確立

- ア 緊急事態対応組織が解除されるまで同組織の命令・指揮に従い災害対策業務に従事する。
- イ 緊急以外の行事、会議、出張等は中止する。
- ウ 膨大な保健医療ニーズに対応するため、優先順位を判断し、市町との役割分担と協力の下に活動を進める。
- エ 対策ごとに班編成を行い、応援者の状況に応じて適時班編成を改編するなど、柔軟に対応する。

(6) 職員の勤務体制と健康管理

保健福祉センター所長は、定期的に所内でのミーティング等により、指示や助言などを適切に行い、災害による心的外傷後ストレス等を予防し、長期化する災害対策業務に適応できる体制をつくる。

4 把握すべき被害状況項目と報告様式

担当課	対策	被災状況の調査内容			
		本庁で対応	報告様式等	保健福祉センターで対応	
政厚 策 課生			①災害(事 故)緊急報告 書	①管理施設の被害状況 ②職員の人的被害状況	
健康 対策	①社会福祉施設の被害状況 (関係課)			①災害(事故) 緊急報告書	
医療 (救護) 対策				①医療機関の被害状況、稼働 状況 ②医療機関の職員の確保状況 ③ライフラインの復旧状況 ・電気、ガス、水道、 道路状況 ④重症患者等の後方搬送の要 否 ・要搬送人員 ・症状、傷病の程度 ・医療スタッフ同乗の有無 ・搬送にあたって留意 すべき事項 ⑤避難所(救護所)の状況 ・設置箇所数、場所、名称 ・収容人員 ・負傷者数 ・周辺の被害状況 ・受入可能人員 ・救護班の有無 ・救護班の追加支援の要否	
				①医療機関被 害報告(様式 医療1)	
健康 推進 課	健 康 対 策			②救護所開設 状況報告(様 式 医療2)	
	対防 応疫	①感染症病床を有する医療機 関の被害状況 ②結核病床を有する医療機関 の被害状況		①保健福祉センターで把握す る要援護者(在宅患者)の安 否確認・健康状況・医療状況 ②避難所毎の収容人数・内訳 (高齢者、乳幼児、妊婦等) ③避難所毎の要援護者状況 ④仮設住宅の要援護者状況 ⑤被災者健康・生活実態調査 ⑥避難所の生活環境調査 ⑦仮設住宅の生活環境調査 ⑧医療施設、薬局、福祉施設、 訪問看護ステーションの稼働状況 ①結核登録者の被災状況 ②避難所毎の手洗いの状況、 換気の状況、トイレの状況	様式 健康1 様式 健康保1 ～12
福 祉 保 健 課	医精 療神 対保 策健	①精神病院・精神科診療所の 被害状況 ②社会復帰施設の被害状況	—	①精神障害者・家族の被災状 況 ②被災者の精神面の健康調査	—

担当課	対策	被災状況の調査内容			
		本庁で対応	報告様式等	保健福祉センターで対応	報告様式等
医療 (救護) 対策	①医薬品等卸業者の在庫状況の把握 ②県薬剤師会等からの支援人員の確認 ③県外からの支援医薬品等の状況把握	一	①救護所、避難所等で必要とされる医薬品等及び輸送ルート、人員の把握 ②管内薬局、医薬品販売業の被害状況把握及び在庫状況把握 ③積載場所業務人員及び輸送人員の確保状況 ④備蓄医薬品等の供給(使用)状況把握 ⑤支援医薬品等の集積及び輸送(使用)状況	様式 医薬品 4 様式 医薬品 2 様式 医薬品 1 ~ 3	
		一	①避難所設置箇所、収容数 ②支援食品集積所数 ③給食(弁当類)調理箇所数 ④衛生資材の過不足 ⑤営業許可施設の被害状況	様式 食品	
		一	①死亡者数の把握 ②火葬場の被害状況 (稼働見込み、火葬能力) ③搬送経路の状況 ④ドライアイス等調達状況 ⑤被災地周辺の火葬場の状況 (受入れ・職員派遣の可能性) ⑥広域火葬実施状況 (協力市町名、受入れ遺体数、身元判明・不明の別)	①広域火葬に関する情報 (死亡者数の把握) (火葬場の被害状況) (搬送経路の状況) (ドライアイス等調達状況)	様式 衛生
	生活環境対策	一	①公衆浴場の被害状況・復旧 ②仮設風呂の必要性 ③設置場所の状況 (使用水、燃料の確保、設備搬送経路等)	①公衆浴場の被害状況・営業 (設置場所の状況)	
		様式 動物 1, 2	①ペット動物の保護・収容状況 ②ペット動物救護必要物資の調達・配布	①ペット動物の被害状況 ②ペット動物救護必要物資の種類、量の把握	様式 動物 1, 2
		様式 毒劇物 1 ~ 3	①毒物劇物営業者等の被害 (事故)状況	①毒物劇物取扱業者の被害 (事故)状況	様式 毒劇物 1 ~ 3
水環境創造課			【初動・緊急対策期】 ①断水地域、戸数、人数 ②給水管路、配水管路及び基幹施設の被害状況 ③応急給水の状況(必要人員・資材等) ④代替え給水の確保状況 (水の種別、取水場所等) ⑤被災地の給水計画 【応急・復旧対策期】 ①水道復旧の地域名、給水戸数、給水人口 ②復旧水道事業名	①災害情報報告書(様式 飲料水) ②左記情報が記載された地図等	

II 医療救護対策

1 医療救護

平常時の対応

(1) 体制の整備

- ① 市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、都市医師会等との医療救護体制を確立するため、定期的な検討の機会をもつ。
- ② 日頃から各種地元関係機関との連携の推進を図り、地域の実状に応じた震災時の対応体制を確立する。

(2) 情報の整備

- ① 災害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の処置を行う県が指定した災害時後方病院を把握する。
- ② 県が指定した次の機能を有する災害拠点病院を把握する。
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
 - イ 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
 - ウ 自己完結型の医療チームの派遣機能
 - エ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能
- ③ 震災が発生した場合直ちに医療救護活動ができるよう、県防災総合訓練等の医療救護訓練を実施する。
 - 管内医療機関の設置状況等について名簿等（各医療機関の機能を明記したエリアごとの名簿、所在地図の作成）の整備を行う。
- ④ 災害・救急医療情報システムの活用を促進するため、災害時の運用訓練を実施する。
- ⑤ 市町の地域防災計画について次の事項を把握する。
 - ア 避難所・救護所の設置場所
 - イ 医療救護班の編成計画
 - ウ 重症患者等の処置を行う病院
 - エ 被害状況、救護活動に関する情報の収集方法
 - オ 都市医師会との協力体制
 - カ 搬送体制（ヘリポート、道路等）
- ⑥ 情報連絡の体系図として定められた「医療救護活動系統図」により、次の関係機関の連絡責任者等を把握する。
 - ア 市町、県
 - イ 災害拠点病院
 - ウ 都市医師会
 - エ 医療施設
 - オ 避難所、救護所

災害時の対応

(1) 情報収集・提供

- ① 被災状況、医療救護活動に関する次の情報を把握し、県医療対策課へ報告する。
 - ア 医療機関の被害状況、稼働状況
 - イ 医療機関の職員の確保状況
 - ウ ライフラインの復旧状況
 - ・電気・ガス・水道・道路状況
 - エ 重症患者等の後方搬送の要否
 - ・要搬送人員
 - ・症状、傷病の程度
- 様式 医療 1

オ 避難所（救護所）の状況 様式 医療2
・設置箇所数・場所・名称 ・収容人員 ・負傷者数 ・受入可能人員
・救護班の有無 ・救護班の追加支援の要否
・医療スタッフ同乗の有無 ・搬送にあたっての留意事項

- ② 災害時の地域の医療情報の収集拠点として、市町村等に情報提供する。
- ③ 郡市医師会から次について情報収集する。
ア 県医師会から地区医師会に対する応援要請の状況
イ 郡市医師会の活動状況（派遣状況・待機状況）
- ④ 災害・救急医療情報システムにより医療機関の被災状況、活動状況（活動能力）等を把握する。
ア 医療機関の被災状況、支援情報、要請情報の把握
イ 医療機関が被災した場合のシステムへの代行入力
- ⑤ 市町・郡市医師会等からその他の医療機関の被災状況、活動状況等を情報収集し、県医療対策課へ報告する。
- ⑥ 地域の精神科医療状況、歯科医療状況を把握し、医療対策課に報告する。
ア 管内精神科医療機関、歯科医療機関の診療状況
イ 避難所等における患者の把握
ウ 住民に対する精神科診療情報、歯科診療情報の提供

(2) 医療救護班

- ① 医療救護班の設置について管内市町の応援要請を把握し、県医療対策課へ報告する。
- ② 市町から派遣要請があった場合、又は医療救護の必要性を認めた場合は、救護班の受入に関する調整を行う。
ア 市町と都市医師会との連携のもと、救護班の受入窓口となり、配置調整を行う。
イ 各救護班への情報提供及び活動支援を行うとともに、活動状況を把握する。
- ③ 他県市等の応援救護班の受入に関する調整を行う。
ア 市町と都市医師会との連携のもと、応援救護班の受入窓口となり、配置調整を行う。
イ 応援救護班への情報提供及び活動支援を行うとともに、活動状況を把握する。
- ④ 保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図り、地域における保健衛生活動の総合的な調整を行う。

(3) 救護所の運営

- ① 市町との連携のもとに救護所の運営体制（診療時間等）に関する調整を行う。

(4) 患者搬送

- ① 重症患者等の後方搬送の調整を行う。
ア 市町の後方搬送要請を把握し、県医療対策課へ報告
イ 受入医療機関の確保に関する調整
ウ 後方搬送に関する連絡調整
- ② 災害時後方病院、医療機関、救護所への患者搬送状況を把握する。

(5) 医療ボランティア

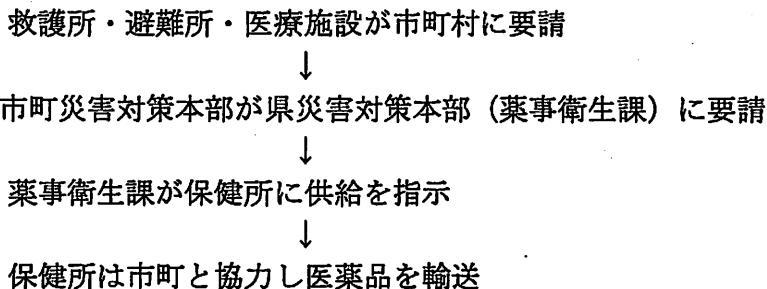
- ① 次により医療ボランティアによる医療の支援、調整を行う。
ア 医療ボランティアの受入窓口、配置調整
イ 医療ボランティアへの情報提供、活動支援

2 医薬品の供給

保健所の役割：

- ①備蓄医薬品等の受入れ・保管管理・供給
- ②支援医薬品の集積場所の設置及び集積場所業務の統括
- ③救護所・避難所（または卸業者から入手困難な医療施設）への医薬品等の輸送

供給手順：



参考：災害時における医薬品等の確保・供給体制（H8.11.13 部長通知）

平常時の対応

(1) 災害時における関係者の役割分担体制の構築

- ア 積載場所業務を行うためには、医薬品等の専門的な知識を有する者の支援が必要である。地域薬剤師会・地区薬種商協会と連携し、災害時に必要なマンパワーの確保と、医薬品等の積載所業務の運営に関する体制を整備する。
- イ 災害発生後は、医療用医薬品とともに、一般薬の需要も高まると予測される。住民へ適切な情報提供をするために、管内の薬局等医薬品販売業の被災状況等が、保健福祉センターへ集約される連絡体制を、地域薬剤師会・地区薬種商協会と連携して整備する。

(2) 備蓄医薬品等の管理保管

災害発生直後の初動期における医療救護活動に対応できるよう、緊急医薬品等医療セットを1セット（223品目）能登中部保健福祉センタークウンセリングルーム3に備蓄する。

「備蓄医薬品等の管理手引き」

(3) 市町における災害用医薬品等の備蓄状況について調査し、把握しておく。

災害発生時の対応

- ・ 災害発生時、薬事衛生課長の指示により備蓄医薬品等及び支援医薬品等の中から、必要な医薬品等を供給する。ただし、直接市町村から当センター所長に供給要請があり、かつ緊急を要するときは、所長の判断により供給する。
- ・ 積載所で不足する医薬品等については薬事衛生課を通じて、医薬品等卸業組合に供給を要請する。

(1) 積載所業務

薬事衛生課長の指示により、支援医薬品等の積載場所を設置し、「支援医薬品等の管理手引き」に基づき、積載所業務を行う。

・「支援医薬品等の管理手引き」

- ア 積載所を設置した時は、地区薬剤師会、地区薬種商協会に積載所業務を行う人員の派遣要請とともに、人員の確保状況を薬事衛生課に報告する。(様式医薬品4)
- イ 積載所業務を行う人員が不足する場合は、薬事衛生課長に人員の確保を要請する。
- ウ 「支援医薬品等の管理手引き」第4の(3)の搬入帳簿、(4)の在庫表はそれぞれ、様式(1)、様式(2)の報告書をもってこれに当てる。また搬出班は同様式(3)の報告書で医薬品等の払出しを管理する。
 - ・様式(1)(2)(3)（本マニュアルでは、それぞれ様式医薬品1、2、3という。）
- エ 統括者は、各班長から定時に報告を受けた支援医薬品の搬入、在庫及び搬出状況について、薬事衛生課長に毎日報告する。

(2) 医薬品の輸送

医薬品の輸送にあたっては、厳しい交通規制が予測される中、その緊急性及び重要性を踏まえ、輸送手段の確保を講じなければならない。

ア 医薬品の輸送は、原則として市町村が行うものとするが、市町村による輸送が困難な場合を考慮し、保健福祉センターでも公用車両の緊急車両扱いの手続きをするなど輸送体制を整備しておく。

また、あらかじめ地区薬剤師会、地区薬種商協会、その他のボランティア窓口に輸送協力を要請しておく。

イ 每日定時に、県や市町村災害対策本部から道路状況に関する最新情報を入手し、支援医薬品の搬入については薬事衛生課と、搬出については市町村と、輸送ルートを打ち合わせておく。

ウ 救護所等へ医薬品等を輸送する毎に、輸送ルート、手段、人員の確保状況を、薬事衛生課長に連絡する。

(3) 医薬品の供給状況の把握

ア 医薬品等のニーズを掌握し供給要請や受け入れを一括管理する窓口を、各避難所・救護所の中に設置するよう市町を指導する。

なお、市町において、各避難所・救護所の医薬品等のニーズの掌握が困難な場合は、市町と協力し医薬品等のニーズ等を把握し、薬事衛生課に報告する。(様式医薬品4)

イ 管内の薬局等医薬品販売業の被災状況や営業状況について、住民の問い合わせに対応できるように、情報収集しておくとともに、その状況を薬事衛生課に報告する。(様式医薬品4)

III 健康対策

震災時には、停電、断水等による冷蔵食品の腐敗や安全な飲料水の確保困難などが予想され、感染症や食中毒等が発生するおそれがある。また、家屋の倒壊による避難生活など被災後の生活環境の著しい変化により、被災者の心身の健康状態の悪化や新たな病気、障害等の発生も予想される。

これらの被災による様々な健康障害を予防し、災害直後から復興に至るまで被災者が健康な生活を送ることができるよう、保健福祉センターは市町と協働して食品衛生、防疫・感染症予防、被災者の健康管理など幅広い健康対策を講じ、迅速に災害時活動を実施する必要がある。

平常時の対応

1 関係機関との連携及び訓練研修等

- (1) 保健福祉センターは、管内の保健・医療・福祉関係機関との連携体制を整備し、年1回は連絡会議を開催し、災害時の役割、連絡体制の確認をする。
- (2) 保健福祉センターは、災害時の活動に必要な情報リストを作成する（保健、医療、福祉関係機関の住所、電話番号、病床数（収容人数）等）（様式 健康-保1）。
- (3) 保健福祉センターは、被災者の健康支援をする職員の訓練研修を実施する。
- (4) 保健福祉センターは、保健活動に必要な物資の備蓄等の確保体制を整備する（資料1参照）。
- (5) 保健福祉センターは、住民への災害教育のためのビデオ、パンフレット等啓発用教材を整備する。
- (6) 保健福祉センターは、ボランティアの養成及び要員の確保をする。

2 要援護者に対する対応体制の整備

(1) 緊急時対応の必要な要援護者のリスト作成及び市町のリスト作成状況の確認

ア 保健福祉センターが支援している事例の緊急対応必要者のリスト及び訪問優先順位等を記載した一覧表を作成する（様式 健康-保2）（資料2参照）。

対象者：結核患者、精神障害者・認知症、産後うつ病・未熟児等ハイリスク乳幼児及び妊産婦、難病患者（児）等

内容：病状、治療状況、主治医、関係機関、電話番号、訪問優先順位 等

イ 要援護者リストについては、ライフラインの途絶に影響されないように定期的に名簿を印刷するなど台帳整理をし、水や破壊により破損紛失しない保管方法に留意する。

ウ 保健福祉センターは、市町保健センター等で支援している事例の緊急対応必要者リストを作成しているか確認をする。

(ア)一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者、障害を有する人等の把握もれがないか確認する。

(イ)人工透析患者、在宅酸素療法患者、人工呼吸器装着患者等については、医療活動の停止が生命に直接の危険をもたらすので、福祉制度受給者名簿等と併せ、医療機関と連携し、対象者リストを作成しているか確認する。

- エ 保健福祉センターは、市町保健センター、市町福祉課、児童相談所等が把握している緊急対応必要者事例について関係者が年1回は参集する場を設け、対象者の漏れ等がないか要援護者リストを確認する。
- オ 保健福祉センターは、災害時迅速に要援護者の健康状況等を把握するため、要援護者及びその家族の個人情報を、関係者に周知することの可否について援護者から同意書を得ること。また市町関係者に対しても個人情報についての取り扱いに留意するため、個人情報開示についての同意書を得ておくことを指導する（様式 健康-保3-1, 2, 3）。

（2）要援護者の安否・健康状況等の確認にかかる連絡体制の整備

保健福祉センターは、緊急対応必要者の安否・健康状況確認をする内容を明確にしておく。

- ・現在の居場所（避難場所、自宅等）、健康状態、服薬状況、連絡方法等
(様式 健康-保4)

（3）避難所、救護所の確認

- ア 保健福祉センターは、市町の防災計画に定められている避難所及び救護所について確認し、地図の上に明示しておく。
- イ 保健福祉センターは、上記（1）アの緊急対応必要者に対し、平常時から避難場所や救護所の場所を教えておく。
- ウ 保健福祉センターは、メンタルヘルスボランティア等に、平常時から避難場所や救護所の場所を教えておく。

災害発生時の対応

1 初動・緊急対策（発災～1週間程度まで）

- （1）関係機関の被災状況の情報収集及び関係機関の稼動状況等の情報提供
 - ア 保健福祉センターは、管内市町の災害状況を把握する。
 - （ア）保健活動の拠点場所（保健センター等）の災害状況
 - （イ）市町保健活動従事者の被災状況把握
 - （ウ）避難場所の設置状況及び避難者の概況把握（様式 健康-保5）
 - （エ）保健福祉センターに対する支援要請内容等
 - イ 保健福祉センターは、医療機関（結核有病床病院、精神病院含む）や福祉施設の被災状況及び稼動状況を把握するとともに、救護所の設置状況を確認する。
また、入院、入所可能な医療機関や福祉施設の把握をする。
 - ウ 保健福祉センターは、災害時医療情報の収集拠点として、市町村に情報提供をする。
必要に応じ在宅療養者を一時的に入院を受け入れしてくれる医療機関先や、避難場所で慢性疾患者（てんかん、血液疾患、喘息、糖尿病等）等を健康管理している者に対し、医療情報等の提供をする。
 - エ 保健福祉センターは、上記ア、イの情報を定期的に県健康福祉部健康推進課に報告する

(様式 健康1、健康・保9)。

オ 保健福祉センターは、必要に応じ市町に出向き、避難場所・数、避難者数等確認し、市町と健康対策について協議の上、避難所の駐在制や巡回健康相談等活動方針の決定、応援職員や、保健活動に必要な物品等について県健康福祉部健康推進課に要請する。

(2) 要援護者、要療養者等に対する援助

ア 保健福祉センターは、結核、精神疾患、難病等の保健福祉センターがかかわりをもつ在宅療養者の「要援護者リスト」に基づき安否確認や健康状況、受診状況等を把握し、必要な援助を行う(様式 健康・保4)。

イ 在宅の結核患者の服薬中断がないか確認し、継続的服薬ができるよう支援する。

(3) 被災者全体の健康管理

ア 保健福祉センター保健師は、市町の要請に基づき、被災者の巡回健康相談や避難所健康相談等の健康管理活動を市町保健師と協働して実施する(様式 健康・保6・1、2、7、8、9、10)。

イ 保健福祉センター保健師は、市町保健師と協働して被災者の全世帯を訪問し、一人一人の健康状態の把握と生活環境のアセスメントを行い、保健、医療、福祉等のニーズを把握する(様式 健康・保11)。

ウ 保健福祉センター保健師は、市町保健師に協力して専門ケアチーム(医師、薬剤師、看護師、栄養士、精神保健福祉士等)の活動状況、問題点、課題等の情報を把握し、各従事者間で情報共有する場の設定及び活動の総合調整を行う。また、避難所の管理者、世話人、ボランティア等との連絡調整に留意する。

(4) 防疫、感染症予防対策

ア 災害により防疫、保健衛生活動を必要とするときは、保健福祉センター所長は被災地の状況に応じて健康調査班(医師、保健師、臨床検査技師、事務職員等)及び食品衛生指導班(食品衛生監視員、事務職員等)を編成する。

(ア) 健康調査班の業務

- a 健康調査
- b 防疫指導

(イ) 食品衛生指導班の業務

- a 被災者に提供される食品の衛生指導
- b 被災者への食品衛生知識の啓発
- c 井戸水等の衛生監視

イ 保健福祉センターは、市町から要請があるときは、防疫、保健衛生関係職員を派遣し、市町の防疫活動に協力する。

ウ 保健福祉センターは、避難所の生活環境調査を実施し、市町が行う避難所の防疫、保健衛生活動に対する必要な助言指導を行う(様式 健康・保12)。

エ 保健福祉センターは、所内及び市町の感染症・防疫対策の従事人員が不足する場合は、健康福祉部健康推進課に派遣の要請をする。

- オ 保健福祉センターは、所内及び市町の防疫器材、資材の確保を確認し、確保が困難な場合は健康福祉部健康推進課に要請する。
- カ 保健福祉センターは、医療機関や救護班から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められている疾患の患者の発生報告、及び流行が懸念されるとの情報報告があった場合、「健康危機管理マニュアル～感染症対応マニュアル～」に準じ予防活動及び感染拡大防止活動を実施する。
- キ 保健福祉センターは、保健福祉センターの検査体制の確認をし、迅速な検査が実施できるようにする。
- ク 保健福祉センターは、被災者への一般的な感染症、食中毒等の予防対策として、ちらしやパンフレット等を用い、市町等を通して予防啓発活動をする。
- ケ 保健福祉センターは、防疫活動状況について健康福祉部健康推進課へ報告する（様式感染-保1）。

(5) 精神保健医療対策について

- ア 保健福祉センターは、市町と協議して保健福祉センターあるいは市町保健センターに精神保健医療活動拠点を設置し、被災者に対する心のケア活動を実施する。
- イ 既存の精神科医療機関が稼働できない場合、保健福祉センター長は必要に応じて、保健福祉センターあるいは市町保健センターに精神科救護所を設置し、精神保健医療班（精神科医師、精神保健福祉士、心理職、保健師等）を編成する。
- ウ 保健福祉センターは、精神科救護所を設置しない場合にも精神科救護活動に協力する診療協力医療機関を確保する。
- エ 精神保健医療班は、被災精神障害者の継続的医療の確保と精神疾患の急発・急変への救急対応を行うとともに、市町と協力して被災者のこころのケア活動を行う。
- オ 精神保健医療班は、積極的に避難所等を訪問し、被災者の精神相談を行う。
- カ 精神保健医療班は、被災児童に対しては必要に応じて児童相談所職員と協力し相談に応ずる。
また、被災高齢者に対しては被災後に孤独感を強めることが予想され、継続的ケアとともに地域の中での助け合いのある支援体制を整備する。

(6) 通常業務について

保健福祉センターは、被災の状況に応じ、通常業務（教室、相談等）の中止及び延期について検討し、関係機関や対象者へ連絡する。

2 応急対策（～1ヶ月程度）

(1) 被災者全体に対する健康管理

- ア 保健福祉センターは市町と協働して被災後の経過時期、被災者の生活場所等に応じた健康管理活動体制を整備する（資料3参照）。
 - (ア) 在宅生活者の健康管理活動
 - (イ) 避難所生活者の健康管理活動

(ウ) 仮設住宅生活者の健康管理活動

イ 保健福祉センターは、市町における感染症や食中毒等の発生や蔓延防止の指導、助言を行う。

(2) 要援護者、要療養者、乳幼児等ハイリスクの人々への支援体制の整備

保健福祉センター保健師は、市町保健師に協力して継続的に健康管理、支援等が必要な被災者に対するフォローアップ体制を整備する。

(3) 食生活改善指導

保健福祉センターは、避難所等において、乳幼児・高齢者・慢性疾患患者・障害者等の通常の配布食品や備蓄食品では、適正な栄養摂取が困難な対象者における食品の需要状況を調査し、状態にあわせた調理方法の指導や効果的な食品の配布等について関係者と調整する。

(4) 市町職員及び関係者の健康管理支援

保健福祉センターは、市町職員、避難所管理者、地域の世話人、ボランティア等が、24時間の支援活動に及ぶことから、心身の過労や燃えつき症候群等に陥りやすいことを配慮し、支援者の健康状態の把握や相談に応じたり、PTSDについての健康教育を行うなど、被災者の支援を行っている人への健康管理支援を行う。

(5) 市町における平常業務再開計画の確認

3 復興対策

(1) 市町への業務引継

(2) 平常業務体制への移行

資料1 保健活動に必要な物資

保健師携帯医薬品・日常用品等

1 医薬品(保健チーム)

	薬効分類	数量	備考
外用薬	トローチ剤		
	うがい薬		
	目薬		
	外皮用消毒薬		
	消炎鎮痛剤		
衛生材料他	清浄綿		
	滅菌ガーゼ		
	包帯		
	三角巾		
	粘着テープ		
	絆創膏		
	マスクリン		
	綿棒		
その他	ハンドクリーム		

注 備考欄には、携帯する医薬品の市販名を確認の上、記入する。

2 在宅ケア用品

	用品名	数量	備考
エアマツト			
おむつ			
ポータブルトイレ			
杖			
その他()			

3 日常用品

	用品名	数量	備考
粉ミルク			
特殊ミルク			
ナップキン			
紙おむつ(小児用)			
紙おむつ(成人用)			
ウエットティッシュ			
ティッシュペーパー			
その他()			

訪問かばんの内容

<input type="checkbox"/> 電子体温計	<input type="checkbox"/> ゴム手袋
<input type="checkbox"/> はさみ	<input type="checkbox"/> 血圧計
<input type="checkbox"/> 舌圧子（ディスポ）	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 卷尺	<input type="checkbox"/> 速乾性擦り込み式手指消毒剤
<input type="checkbox"/> 綿棒（大・小）	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> 携帯ばかり	<input type="checkbox"/> 紋創膏
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 外皮用殺菌消毒剤
<input type="checkbox"/> ペンライト（電池の予備）	<input type="checkbox"/> アルコール綿
<input type="checkbox"/> エプロンか予防衣	<input type="checkbox"/> 救急紋創膏
<input type="checkbox"/> ピニール袋	<input type="checkbox"/> ウエットティッシュ
<input type="checkbox"/> 減菌ガーゼ	<input type="checkbox"/> 湿布薬
<input type="checkbox"/> 脱脂綿	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
<input type="checkbox"/> 包帯	<input type="checkbox"/> 冷却シート
<input type="checkbox"/> 三角巾	

- その他 ◇ メモ用紙
 ◇ 筆記用具
 ◇ マジック
 ◇ のり
 ◇ 腕章
 ◇ 名札
 ◇ 軍手
 ◇ タオル
 ◇ 粉塵用マスク
 ◇ 健康教育用パンフレット
 ◇ 訪問時不在メモ
 ◇ セロテープ（訪問先でのメモ貼り付け用）
 ◇ 懐中電灯

*平常時から、どこで災害の連絡があっても対応出来るように、個人で緊急対応用のタオル・ズック・洗面用具・帽子・下着などを所内に準備しておくことも必要である。

資料2

訪問優先順位の考え方(案)

疾患区分 優先順位	1	2	3
結核患者	在宅排菌患者	退院後の治療者(服薬患者)	その他結核患者
精神障害者	措置入院後の在宅未治療者 (中断者)	保健所相談の統合失調症の 未治療者	前期以外の保健所相談者
認知症	一人暮らし老人の認知症	在宅高齢夫婦の認知症相談 事例	前期以外の保健所相談者
うつ病	保健所相談うつ病未治療者	一人暮らし認知症	前期以外の保健所相談者
未熟児及びその産婦	産後うつ病	MCG等保健所来所相談事例	多胎妊娠、NICU退院直近者等
難病患者	人工呼吸器装着者	神経難病患者	炎症性腸疾患等
その他	人工透析患者	在宅酸素療養者	胃ろう造設在宅者等

健康対策活動指針(例示)

時期	企画調整活動	健康対策活動指針(例示)		
		一般家庭	避難所	仮設住宅
初動 緊急1	<p>情報受け入れ窓口を設置し、情報整理を担当する専員の配置</p> <p>被災の全体像、ことに生命の保持に関する情報把握、健康管理活動の企画調整</p> <p>①現地情報と他部署から得られる情報の収集と分析</p> <p>②健康管理活動による被災情報の集約、及び対策本部への伝達</p> <p>③多角的情報収集・分析による地域健康管理活動の企画調整</p> <p>④応援スタッフの受け入れ調整</p> <p>⑤住民に周知すべき情報の内容、周知方法の検討、チラシ作成</p>	<p>①医療・生活情報の収集・整理及び住民への周知</p> <p>・医療機関の稼働状況・救護所の設置</p> <p>・ライフラインの状況等</p> <p>②緊急対応の必要なケースの安否確認</p> <p>③地域巡回活動をとおして住民の保健・医療ニーズの情報収集、関係者との情報共有及び連携</p>	<p>①避難所入所時の住民の健康状態の確認</p> <p>・健康状況の確認と応急手当</p> <p>・ハイリスク者の健康状態の把握</p> <p>・入院・入所の必要者への関係機関との連絡調整</p> <p>②生活環境の確認及び整備への支援指導</p> <p>・トイレ・入浴設備状況の把握及び整備</p> <p>・室内の環境整備</p> <p>・ハイリスク者の居住スペースの確保</p> <p>③避難所内各関係者との連携</p> <p>・医療・生活に関する情報の共有</p> <p>④児童への配慮</p> <p>・早期に保育、教育が受けられる体制の調整</p>	
緊急2	<p>①各活動場所での健康ニーズに対する対策を実施するための企画・調整</p> <p>②健康管理活動から得られた被災者の基本的生活支援に必要な情報の集約、対策本部への情報提供</p> <p>③被災者健康生活実態調査の集計・分析・情報提供</p> <p>④他地域からの応援スタッフの受け入れ調整(オリエンテーション、引き継ぎ、情報共有体制等)</p> <p>⑤住民に必要な情報の広報活動の企画・実施(市町村と協議)</p>	<p>①要援護者への継続ケアの実施、関係者との連絡調整</p> <p>・精神障害、難病、結核、アルコール依存等の在宅療養患者への対応</p> <p>・寝たきり者・認知症高齢者・慢性疾患患者・ハイリスク母子等への支援</p> <p>②専門職導入等のニーズの把握と関係者への情報提供</p> <p>・治療中断者への投薬、義歯や眼鏡等の紛失に対する手当等</p> <p>③日常生活に必要な情報の周知体制の確立</p> <p>・地域状況に応じた情報の周知方法の工夫</p> <p>④被災者全員の健康管理活動の展開</p> <p>・被災者全員の健康調査の実施</p> <p>・市町村職員、地区的世話を等の健康管理</p> <p>・健康調査後のフォロー</p> <p>⑤心のケア体制の充実</p> <p>・不眠、不安、ストレスに対するケア</p> <p>⑥住民への広報活動</p>	<p>①要援護者への継続ケアの実施、関係者との連絡調整</p> <p>②日常生活に必要な情報の周知体制の確立</p> <p>③入所者の健康管理(夜間含む)</p> <p>④被災者全員の健康調査の実施</p> <p>⑤予防活動(健康教育・健康相談)の実施</p> <p>・感染症・食中毒等の予防</p> <p>・寝たきりの予防</p> <p>⑥心のケア体制の充実</p> <p>⑦生活環境の点検・整備への援助</p> <p>・生活環境の整備</p> <p>⑧プライバシー保護への環境整備</p> <p>・着替え、おむつ交換、清拭、授乳時等のプライバシー保護</p> <p>・洗濯干し場の工夫</p> <p>・性的問題への配慮</p> <p>⑨避難者の自主活動への援助</p> <p>⑩避難所の管理者、世話を等の健康管理</p>	
応急	<p>緊急2期の活動継続</p> <p>①健康調査、生活環境の再チェックの必要性を判断し、必要に応じて企画</p>	<p>緊急2期の活動継続</p> <p>①子供・高齢者・障害者等の生活を平常時に近い日課に早目に調整</p> <p>・デイケア、保育等の早期再開</p> <p>②避難所から地域に戻る要援護者の把握とケアの実施</p> <p>・医療機関や関係者との連携によるケアの提供</p> <p>③仮設住宅設置に伴う移動状況の把握</p> <p>④住民の健康・生活ニーズの再確認</p>	<p>緊急2期の活動継続</p> <p>①被災前のコミュニティの温存</p> <p>②自治組織化への援助</p> <p>③要援護者への援助</p> <p>・保健・医療・福祉の連携によりケアシステムを再建</p> <p>④心のケア体制の強化</p> <p>・心の健康に関する健康教育</p> <p>・巡回健康相談や夜間相談体制の整備</p> <p>⑤健康増進への援助</p> <p>・定例事業の情報提供・PR</p> <p>・健康教育・健成サークル等活動の推進</p> <p>⑥生活環境の整備</p> <p>⑦仮設住宅の入居にむけての援助</p> <p>⑧住民への広報活動</p>	<p>①仮設住宅設置に伴う移動状況の把握</p> <p>②被災前のコミュニティの温存</p> <p>③自治組織化への援助</p> <p>④要援護者支援の継続</p> <p>⑤心のケア体制の強化</p> <p>・巡回相談、夜間相談</p> <p>⑥健康増進への援助</p> <p>・定例事業の情報提供</p> <p>⑦生活環境の点検</p> <p>⑧広報体制の確立</p>
復興	<p>①コミュニティ再建のための情報収集及び住民への情報提供</p> <p>②各活動班の活動の終了時期の判断、および長期にわたる活動の必要性を見通し、活動計画を検討</p> <p>(人的・量的な面を考慮し、他職種を含めた企画調整を行う)</p> <p>③対策本部に対し長期的保健活動ニーズに関する情報提供</p>	<p>①コミュニティ再生のための活動の展開</p> <p>・健康相談、健康教育等を活用した支援</p> <p>②被災者、被災家族を孤立させないためのサポートシステム</p> <p>③長期的活動方針の検討</p>	<p>①コミュニティ再建への援助</p> <p>・自治会等組織の再建</p> <p>・地域組織との交流及び社会活動に参加</p> <p>②健康の保持・増進</p> <p>・行政の定例事業の活用</p> <p>・健康教育・健康情報の提供</p>	<p>応急期の活動継続</p> <p>①被災者、被災家族を孤立させないためのサポートシステム</p> <p>②長期的活動方針の検討</p>

[時期の区分]

初動 :発生～1日程度

緊急1:発生～3日程度

緊急2:4日～1週間程度

応急 :1週間～1ヶ月程度

復興 :1ヶ月以上

[引用文献]

平成7年度地域保健総合推進事業費補助金

「災害における保健婦活動マニュアルに関する研究報告書」(平成8年3月)研究者代役 鈴垣育子

IV 生活環境対策

1 食品衛生

被災者の食生活の確保は、緊急時には災害用備蓄食品の提供にはじまり、漸次、弁当等外部で調製された調理済食品の提供、ボランティアなどによる調理給食の提供に頼ることとなる。

水道等のライフラインが寸断された劣悪な状況下での食品衛生対策は、食中毒等飲食に起因する危害の発生を防止する観点から、提供食品の衛生確保や給食調理に対する衛生指導を重点に実施することとなる。

平常時の対応

管内の弁当仕出し屋について、製造能力・配送車の台数・保冷車の有無等を把握しておく。

災害発生時の対応

(1) 初動対応

- ① 被災市町へ職員を派遣し、避難所・食料配給所・支援食品集積所などの食品を取り扱う場所の設置状況を把握し、今後の食品衛生活動に必要な情報を収集する。
- ② 収集した情報は逐次薬事衛生課長に報告する。
- ③ 収集した避難所等の情報等から食品衛生指導班の編成について判断する。指導班を編成した場合は、薬事衛生課長に報告する。
- ④ 指導班の人員が不足であると認めたときは、薬事衛生課長に対して応援を要請する。
- ⑤ 消毒液、使い捨て手袋等の衛生資材の不足により、市町から調達・あっせんの要請があったときは、薬事衛生課に連絡する。

(2) 緊急対策

ア 緊急1（発災～3日程度）

- ① 指導班は、避難所等の食品を取り扱う場所における食品衛生の確保のために必要な衛生指導を行う。
(ア) 食品衛生に関する責任者の設置
 - ・市町に対して、食品の受入・保管・調理・配給時の食品衛生に関する責任者を設置するよう指導する。
 - ・避難所等の食品衛生に関する責任者に対して、支援食品の受け入れ・配給の際の消費期限・賞味期限の確認、保管場所の衛生確保、適切な時間内での喫食など必要な衛生指導を行う。
- (イ) 避難所等で弁当類を配給する場合は、その安全を図るため弁当調製施設の監視指導を実施する。特に消費期限については時間まで表示するよう指導する。

(ウ) 避難所でボランティアの炊き出しによる給食提供の場合は、調理、配膳について必要な衛生指導を行う。特にサラダ、刺身等の非加熱食品の提供は、食中毒予防の観点から避けるよう指導する。調理行為を行う場合は、飲用適の水の供給が前提であるが、貯水容器の衛生が確保できない状況では、煮沸して使用するよう指導する。必要に応じて検査を実施する。

(エ) 避難所等または、被災地域に居住する被災者に対し、食中毒の防止、食品の安全な取り扱いについて、リーフレット等により啓発する。特に高齢者にあっては次の食事の配給が確約されない不安から、劣悪な条件のもとに食事を保存しないよう留意する。

② 指導班は、被災状況下での食品関係営業施設の食品衛生の確保のために必要な衛生指導を行う。

イ 緊急2（発災～1週間程度）

① 飲食店や食品販売業などの営業施設が被災し営業不能になった状況下では、食品関係の露天営業の進出が予測される。露天営業では、保存基準等を無視した非衛生的な取り扱いも危惧され、食中毒等の食品衛生上の危害の発生の防止の観点から、「食品監視票」により監視指導を行う。

特にサラダ、刺身等の非加熱食品の提供は、食中毒予防の観点から避けるよう指導する。調理行為を行う場合は、飲用適の水の供給が前提であるが、貯水容器の衛生が確保できない状況では、煮沸して使用するよう指導する。

② 学校・社会福祉施設・病院などの集団給食施設が、給食を再開する場合は、「大量調理マニュアルに基づく食品衛生監視票」により監視指導を行い、必要に応じて検査を実施する。給食再開には、飲用適の水の供給が前提であるが、貯水容器の衛生が確保できない状況では、煮沸して使用するよう指導する。

(3) 復興期

管内営業許可施設の被害状況の把握に努め、水道が復旧し営業の再開を希望する施設については、必要に応じて許可の申請・変更届出を指導する。再開時は「食品監視票」により監視指導を行い、必要に応じて検査を実施する。

2 飲料水対策

平常時の対応

(1) 体制の整備

ア 保健福祉センターにおける「対策班設置要領」の作成（別添1）

① 所内動員、配置体制表の作成

② 管内関係機関における動員、配置体制表の作成

イ 飲料水対策行動指針の作成

ウ 管内における緊急時連絡先名簿の作成

　　市町、水道事業者、工事関係者、消防、警察等

エ 広域応援協定締結の推進及び指導

　　県内外の市町村、水道事業者との緊急時体制確認

(2) 情報の整備

ア 管内の住民に対する飲料水備蓄の啓発、宅内給水管布設状況の把握、受水槽等の利用可能性の把握、対策の指導

イ 管内の水道事業者に対する耐震性受水槽の設置、配水池容量の増加、緊急遮断弁の設置、給水車や携行ポリタンク、ペットボトル、簡易浄水器などの応急給水や応急復旧物資の備蓄などの指導助言

ウ 管内の公共施設、医療機関に対する貯水槽の設置、高置水槽、配管類の耐震化等施設強化の指導助言

エ 管内水道事業、簡易専用水道の緊急時の利用可能水量の把握、飲用井戸の設置状況及び水質の把握

オ 管内市町における防災計画策定状況の把握及び指導助言

災害発生時

(1) 初動対応

ア 保健福祉センター施設、設備の安全確保

イ 保健福祉センター災害発生等緊急時執務体制に基づき職員の確保と配置、

ウ 保健福祉センター対策班の設置（総括、情報収集、現地調査）及び初動対応の開始を環境政策課へ報告

エ 管内被災状況の情報収集と報告-----様式 飲料水保

　　（職員の派遣、市町、水道事業体及び関係機関を通じ情報を収集-----環境政策課へ報告、情報の共有）

<収集する情報>

・断水地域、戸数、人数、避難場所

・給水管路、配水管路及び基幹施設の被害状況

- ・応急給水の状況(ペットボトル、受水槽水、ポリ容器、給水車の利用)
- ・代替給水の確保状況(飲用井戸場所等)

(2) 緊急対策(1週間)

ア 管内被災状況の情報収集

市町、水道事業体及び関係機関を通じ情報を収集……環境政策課へ逐次報告

<収集する情報>

- ・断水地域、戸数、人数
 - ・給水管路、配水管路及び基幹施設の被害状況
 - ・応急給水の状況(簡易浄水器、仮設給水管)
 - ・代替給水の確保状況(水種、取水場所、)
- イ 応急給水、応急復旧に対する外部支援の要否確認と環境政策課へ逐次報告
- ウ 避難所、移動医療機関及び福祉施設等の給水体制の確認並びに被災地の給水計画の確認、指導、報告。
- エ 応急給水の利用にあたっての衛生指導、広報
- ・応急給水として備蓄水、井戸水、湧水等利用する場合の煮沸、塩素消毒等衛生指導、助言
 - ・浄水器により飲料水を確保する場合はその正しい使用方法を指導

(3) 応急対策(1ヶ月)

- ア 応急給水、応急復旧に対する外部支援の要否確認と環境政策課へ逐次報告
- イ 避難所、移動医療機関及び福祉施設等の給水体制の確認並びに被災地の給水計画の確認、指導、報告。
- ウ 応急給水の水質検査及び衛生指導、広報
- ・応急給水として仮設給水管により給水する場合は、使用前の水質検査の実施や消毒方法等の衛生指導、助言
 - ・浄水器により飲料水を確保する場合はその正しい使用方法を指導
 - ・簡易専用水道設置者に対する飲用にあたって水質検査(残留塩素)の励行
- エ 水道復旧の情報収集および環境政策課へ報告(様式 飲料水)

<収集する情報>

- ・復旧地域名、給水戸数、給水人口
 - ・復旧水道事業名、復旧方法の具体的な内容
- オ 水道施設復旧における給水開始前の水質検査の励行を水道事業に指導徹底

(4) 復旧・復興対策

ア 水道復旧状況の情報収集および環境政策課

<収集する情報>

- ・復旧地域名、給水戸数、給水人口
 - ・復旧水道事業名、被災施設の工事完了の確認
- イ 水道施設復旧における給水開始前の水質検査と定期的な水質検査の励行を水道事業に指導する

別添 1

飲料水対策班設置要領

保健福祉センター所長が現地で他の機関と円滑な連携を確保し関係機関挙げて迅速かつ適切な管理を行う必要があると判断した時、現地対策班を設置する。

設置の要件

- ・ 飲料水施設が大規模災害等で被災し、広域で断水した時
- ・ 飲料水確保のための緊急対応や飲料水施設の復旧のため、関係機関との迅速な連携が必要となった時
- ・ 感染症が発生した時、又はその虞のある時

3 入浴対策

避難者等が、少なくとも1週間に1回程度入浴の機会を持つよう、情報を収集し提供するとともに、市町と連携して仮設風呂等の設置を含め、何らかの入浴設備の整備を行う必要がある。

平常時の対応

- ① 通常の業務の中で、管内の公衆浴場及び浴場開放可能な旅館について把握しておく。

災害発生時の対応

(1) 緊急対策

- ① 公衆浴場組合及び旅館組合を通じて管内の公衆浴場及び旅館の被害状況等の情報を収集し、別紙により薬事衛生課に報告する。(浴場開放可能な旅館の把握)
- ・ 建物の損壊による営業停止
 - ・ 使用水、燃料等の供給不足による営業停止
 - ・ 営業可能な施設名、所在地、入浴料金等
- ② 使用水、燃料等の供給不足による営業停止の場合、使用水、燃料等について薬事衛生課から情報を入手し、関係営業者に連絡する。
- ③ 近隣の入浴可能施設を把握し、避難所に掲示する等被災者へ情報提供する。
この際、マスコミへの情報提供の場合、1施設に利用者が集中し当該施設でパニック状態にならないような配慮した依頼を行う。
・ 施設名、所在地、入浴料金、入浴可能施設の配置図等

(2) 応急対策

- ① 入浴可能施設が十分でない場合等保健衛生上必要と思われる場合、仮設風呂の設置について、市町に助言するとともに、別紙により薬事衛生課に報告する。
- ・ 仮設風呂の必要性
 - ・ 市町村への助言
 - ・ 設置場所等
- ② 仮設風呂の設置について、被災者へ情報提供する。
・ 設置場所、配置図、期間等

4 火葬対策

災害時において死亡している者については、市町が応急埋葬を実施するものであるが、火葬場が使用不能又は処理能力を超えている場合、市町の要請に基づき県内又は県外の協力を得て火葬を速やかに進める必要がある。

このため、保健福祉センターは、管内の火葬場被害状況等の情報を収集し、薬事衛生課に速やかに報告する必要がある。

平常時の対応

- ① 関係市町と薬事衛生課で対応する。

災害発生時の対応

(1) 初動対応

- ① 原則、関係市町と薬事衛生課で対応するが、管内の火葬場被害状況、死者数等の情報を収集し、収集した情報は、別紙により薬事衛生課に報告する。
 - ・ 管内の警察署から死者数の把握
 - ・ 火葬場の被害状況及び火葬能力の把握
 - ・ 搬送経路の状況及び搬送能力の把握
 - ・ ドライアイス、柩調達状況の把握
- ② 遺体安置所の衛生状況について指導する。

5 ペットの保護と収容対策

被災時のペット動物の救護を実施するため、室内飼養、屋外飼養場所を確保するとともに、適正な飼養の指導を実施する。

(1) 応急対策

ア 避難所等において動物救護のために必要な資材の種類、量を把握する。

- ① 被災市町から様式動物2により動物救護に必要な資材の種類、数量を避難所ごとに把握する。

　フード、糞処理袋、排泄用シート、ゲージ、食器、ウエットティッシュ、ドライシャンプー、人体用マスク、その他

- ② 把握した動物救護に必要な資材の種類、数量を様式動物1に記載し、市町から把握した情報（様式動物2各避難所の情報）を添えて薬事衛生課に報告する。

イ 保護が必要なペット動物の状況及び保護の状況について把握する。

　なお、保護が必要な動物とは、災害により徘徊、負傷又は待避所においてトラブルとなる動物をいう。

- ① 市町から様式動物2により避難所地区ごとに保護が必要な動物についてその種類及び頭数を把握する。

- ② 把握した保護が必要な動物の種類、頭数を様式動物1により、薬事衛生課に報告する。

③ 獣医師会、動物愛護団体等協力機関とともに保護の推進を行う。

④ 保護した動物の収容可能な施設を調べ、収容の協力要請を行う。

- ⑤ 保護の状況について、収容施設ごとにその種類、頭数について把握し、様式動物1により薬事衛生課に報告する。

ウ 支援物資の配布に協力し、その利用方法について、適切な説明を行い物資の利用促進を図る。

エ 適正飼養等の助言指導を行う。

- ① 室内飼養の場合、飼養する家族と飼養しない家族とのゾーン分けについて指導する。

- ② 飼養者に対する、正しい動物の飼い方について指導する。

- ③ 屋外飼養施設の衛生管理指導を行う。

6 毒物劇物対策

保健福祉センターの業務

- ① 毒物劇物を大量に保管する施設の被災状況の把握と二次災害の予防指導
- ② 毒物劇物の飛散流出があった場合

毒物劇物の特定

- 健康被害の発生状況の把握
- 被害の拡大防止対策
- 原因究明と再発防止措置

平常時の対応

- ① 地震等災害が発生した場合、毒物劇物を大量に保管する施設では、その飛散流出による二次災害が起きる恐れがある。
　　保健福祉センターは、日頃から、管内の毒物劇物営業者の製造所及び営業所の構造設備、毒物劇物の保管管理状況の把握に加えて、業務上毒物劇物を大量に保管する事業所を把握しておくことが大切である。
- ② 毒物劇物営業者等の製造所及び営業所の構造設備、毒物劇物の保管管理の立ち入り監視を行い、不備のないよう指導を徹底する。
- ③ 毒物劇物を大量に保管する施設や運搬車が被災した場合、保健福祉センターに情報が入るよう、日頃から管内消防署や警察署と連絡網を整備しておく。

災害発生時の対応

- ① 災害が発生したときは、関係機関との連絡網により、毒劇物を大量に保管する施設や運搬車の被災状況の把握に努める。
　　保健所・警察・消防署等関係機関連絡先一覧
- ② 災害時緊急連絡系統図に基づき関係職員に連絡し、初動対応に必要な人員を招集する。
　　所内の災害時緊急連絡網
- ③ 毒物劇物を大量に保管する施設が被災した場合、または運搬車により運搬中に被災した場合で、適正な保管が困難な状況が生じたときは、関係機関と連携し、盗難予防のために見張り人を立てる、飛散流失防止のためにシートで覆うなどの必要な対策を講じるよう事業者に対し指導を行う。
- ④ 紛失・盗難の通報が保健福祉センターにあった場合には、品名・数量等を調査の上、直ちに警察に通報する。
- ⑤ 被災による飛散流失があった場合は、健康危機管理マニュアル（毒劇物対応マニュアル）により対応する。なお、道路上における危険物等運搬車両に事故が発生した場合は、「危険物等運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル（平成14年12月環境安全部）」により対応する。
- ⑥ 保健福祉センター所長は、事故発生状況、経過及び対応について逐次、薬事衛生課長に報告する。

〔様式1 事故に係る受報用紙〕 〔様式2 事故に係る速報用紙〕

7 廃棄物対策

一般廃棄物

①し尿・ゴミ

し尿、ごみ等の一般廃棄物は市町において処理されるが、大規模災害等により処理施設、処理体制の混乱から対応できないことが予想される。

このため緊急時における市町、保健福祉センター、県庁各課との連絡調整をはかり地域全体での処理体制を示す。

平常時の対応

- ・ 災害時を想定し前もって、管内市町、事務組合、処理業者との連絡体制を確立しておくとともに、災害時における被害状況等の把握、応急対応体制を作成しておく。(各々担当課、職氏名、連絡フロー図、連絡会の設置、住民の避難場所の指定等)
- ・ 災害時に必要な資機材の備蓄及び緊急配備体制について市町を指導する。
(消毒殺虫剤、仮設トイレ、ペーパー等、設置場所、埋立場所、運搬車両、ゴミ袋、集積場所、災害に応じた処理方法)
- ・ 被災状況に応じ他市町等への協力依頼体制の整備

災害発生時の対応

(1)し尿処理対策

ア 初動対応

- (ア)所内の執務体制の確立と初動の開始を廃棄物対策課へ報告
- (イ)職員を派遣するなど所管市町の被災状況等の情報収集に努める
(被災地域、道路交通、下水道施設、し尿処理施設)
- (ウ)住民の避難場所、人数の把握、周辺使用可能トイレの把握

イ 緊急対策

- (ア)収集した情報の県廃棄物対策課への報告、情報の共有と住民への広報
- (イ)仮設トイレ設置のため市町、建設業者との調整及び必要資機材の確保
(設置場所の選定、仮設トイレ及びペーパー、消毒殺虫剤、手洗い設備の確保)
- (ウ)計画的なし尿収集を行うため、収集運搬業者、処理業者との調整を図る。
- (エ)近隣市町の災害情報を収集し、当管内の災害程度により支援を調整する。

ウ 復興対策

- (ア)避難住民の減少、避難場所の縮小等による仮設トイレ適正数の把握
- (イ)下水道施設、し尿処理施設の修理等機能回復確認
- (ウ)収集した情報の県廃棄物対策課への報告、情報の共有
- (エ)仮設トイレの汲取り清掃、消毒、撤去指導と把握
- (オ)仮設トイレの跡地の整理指導と把握

(2)ごみ処理対策

ア 初動対応

- (ア)所内の執務体制の確立と初動の開始を廃棄物対策課へ報告
 - (イ)職員を派遣するなど所管市町の被災状況等の情報収集に努める
 - (処理施設能力、交通事情、収集経路、運搬車両等通常の業務との比較)
 - (ウ)住民の避難場所、人数の把握
- イ 緊急対策
- (ア)収集した情報の県廃棄物対策課、関係機関への報告
 - (イ)緊急時の体制に基づき、一時集積場所の設置、ごみの分別、運搬方法焼却等具体的な処理方法について協議するとともに避難住民への周知を指導。
 - (ウ)必要な資機材(ごみ袋、シート、ネット、殺虫剤、消毒剤等)の配布について指導する。
- (エ)近隣市町の情報を収集し、当管内の災害程度により支援について調整する。
- ウ 復興対策
- (ア)ごみ処理施設の修理等機能回復の確認
 - (イ)情報の県廃棄物対策課への報告
 - (ウ)一時集積場所の廃止、撤去、消毒指導
 - (エ)一時集積場所の廃止情報の県廃棄物対策課への報告

(3)がれき処理対策

ア 初動対応

- (ア)所内の執務体制の確立と初動の開始を廃棄物対策課へ報告
 - (イ)被災状況の情報収集
 - 主要道路、避難場所及び経路等、緊急に除去する必要のある場所を優先
- イ 緊急対策
- (ア)収集した情報の県廃棄物対策課、関係機関への報告(報告様式)
 - (イ)緊急時の体制に基づき、一時集積場所の設置、ごみの分別、運搬方
法
焼却等具体的な処理方法について協議するとともに避難住民への周知を指導。
 - (ウ)必要な資機材(運搬車、重機、シート、殺虫剤、消毒剤等)の確保と配布について指導する。
- (エ)近隣市町の情報収集と災害程度により支援について調整する

ウ 復興対策

- (ア)埋立、焼却場所の廃止のための調整
- (イ)情報の県廃棄物対策課への報告

産業廃棄物

- ・事業者自ら処理すべきであるが、被災により危険や通行に支障があるもの等は市町も緊急に処理する。
- ・産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出業者、保管場所等の事前把握に努める。
(住所、名称、連絡先等名簿の作成)

ア 初動

- (ア)所内の執務体制の確立と初動の開始を廃棄物対策課へ報告

(イ)被災状況の情報収集

主要道路、避難場所及び経路等、緊急に除去する必要のある場所を優先

イ 緊急

(ア)収集した情報の県廃棄物対策課、関係機関への報告(報告様式)

(イ)緊急時の体制に基づき、一時集積場所の設置、ごみの分別、運搬方 法焼却

等具体的な処理方法について協議するとともに避難住民への周知を指導。

(ウ)必要な資機材(運搬車、重機、シート、殺虫剤、消毒剤等)の確保と配布について指導する。

(エ)近隣市町の情報収集と災害程度により支援について調整する

ウ 復興

(ア)処理の完了の確認

(イ)情報の県廃棄物対策課への報告

資料1

平常時の連絡体制

市町担当課	職 氏名	電話	ファックス
下水処理場		"	
一部事務組合		"	
し尿処理業者(収集運搬、清掃、)		"	
浄化槽維持管理業者		"	
建設、設備業者		"	
県庁関係課		"	
保健福祉センター		"	
警察、消防		"	

資料2

関係機関連絡フロー図

災害（事故）緊急報告書（第　　報）

		報告日時		平成　年　月　日 午前・午後　時　分
報告事項		報	所　属	
		告	職・氏名	
		者	T E L	
発生日時	平成　年　月　日（　）　　午前・午後　　時　　分頃			
発生場所				
災害（事故）概要・対応状況等				
		受信者	厚生政策課： 消防防災課：	

報告先：厚生政策課

TEL 076-225-1411
FAX 076-225-1409

消防防災課

TEL 076-225-1482
FAX 076-225-1484

医療機関被害報告

報告年月日	
報告時刻	
報告機関	
報告者	TEL

整理番号	医療機関名	所在地	建物被害			人的被害			転院搬送要請数	診療可否	ライフラインの状況	通信欄
			全壊	半壊	一部損壊	死者	行方不明	負傷者				
			棟	棟	棟	人	人	人	人		水道 可・否 電気 可・否 ガス 可・否	
			棟	棟	棟	人	人	人	人		水道 可・否 電気 可・否 ガス 可・否	
			棟	棟	棟	人	人	人	人		水道 可・否 電気 可・否 ガス 可・否	
			棟	棟	棟	人	人	人	人		水道 可・否 電気 可・否 ガス 可・否	
			棟	棟	棟	人	人	人	人		水道 可・否 電気 可・否 ガス 可・否	
			棟	棟	棟	人	人	人	人		水道 可・否 電気 可・否 ガス 可・否	

救護所開設状況報告

報告年月日	
報告時刻	
報告機関	
報告者	TEL

整理番号	名称	所在地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	負傷者数 (うち後方搬送要請数)	救護班の有無	救護班の追加支援の要否	通信欄
			月 日 時 分	人	人 (人)				
			月 日 時 分	人	人 (人)				
			月 日 時 分	人	人 (人)				
			月 日 時 分	人	人 (人)				
			月 日 時 分	人	人 (人)				

様式 医薬品1

平成 年 月 日

支援医薬品等の受取状況報告書

薬事衛生課長 様

積載場所名

統括者

支援医薬品等の受取状況を次のとおり報告する。

支援者	住 所			
	氏 名			
受 取 品 目	規 格	数 量	備 考	
受領者サイン欄	上記医薬品等を確かに受取りました。 受領者			

様式 医薬品2

平成 年 月 日

支援医薬品等在庫状況報告書

薬事衛生課長 様

積載場所名

統括者

支援医薬品等の在庫状況を次のとおり報告する。

(平成 年 月 日 時 分現在)

剤型	品 名	規 格	成 分	薬 効

平成 年 月 日

支援医薬品等の払出状況報告書

薬事衛生課長 様

積載場所名

統括者

支援医薬品等の払出状況を次のとおり報告する。

市町村				
要請者				
受注者	担当者			
払出品目	規格	数量	備考	
配 送 担 当 者				
配 送(出発) 時刻				
備 考				

様式 医薬品4

災害発生時調査項目報告(薬事衛生課薬事・麻薬G行)

1 救護所、避難所等で必要とされる医薬品等及び輸送ルート、人員の状況

	救護所又は 避難所名	必要な医薬品等	数量	輸送ルートの状況	人員
1				確保 ・ 未確保	確保 ・ 未確保
2				確保 ・ 未確保	確保 ・ 未確保

2 管内薬局、医薬品販売業(薬局等)の被害状況及び在庫状況

項目	施設数
営業可能薬局等の数	
医療用医薬品の供給が可能	
一般用医薬品の供給が可能	
衛生用品の供給が可能	
その他雑貨の供給が可能	

3 積載場業務の人員の確保状況

協力団体	人数
県薬剤師会会員	
県薬種商協会会員	
その他	

被災者健康対策の状況(報)

報告日時: 平成 年 月 日 時 分

報告機関:

所属:

報告者:

TEL:

被災地域名	市・町		(世帯数)	世帯	/	(人口)	人
被災者状況	死傷者数	人	住民の様子、家屋の状況 等				
	負傷者数	人					
避難状況	避難所数	ヶ所	避難者数	人	(内、高齢者	乳幼児	妊婦)
市町の活動状況	概況						
	活動拠点	施設名					
		責任者	TEL	FAX			
	職員状況	稼働人数	人	(状況)			
医療状況	医療機関稼働状況						
	救護所	無・有 →場所					
交通状況	遮断道路	無・有 →場所					
	その他						
ライフライン	電話	可・不可 →場所					
	電気	可・不可 →場所					
	水道	可・不可 →場所					
	ガス	可・不可 →場所					
保健所の活動状況				(活動実績)			
				避難所巡回相談	件	件	
				一般家庭訪問	件	件	
				仮設住宅訪問	件	件	
				その他	件	件	
その他連絡事項							

管内保健・医療福祉関係機関一覧

I 市町保健・医療・福祉担当課一覧

1 健康推進担当課

2 福祉担当課

3 医療担当課

II 医療機関一覧

1 公立病院

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管理者名	病床数	診療科目	災害担当課名	担当課(担当者) E-mail	衛生材料 等の備蓄状況
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

2 一般病院

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管理者名	病床数	診療科目	災害担当課名	担当課(担当者) E-mail	衛生材料 等の備蓄状況
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

*印は救急告示病院

3 診療所

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管理者名	病床数	診療科目	災害担当課名	担当者名 E-mail	衛生材料 等の備蓄状況
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

4 歯科診療所

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管理者名	病床数	診療科目	災害担当課名	担当者名 E-mail	衛生材料 等の備蓄状況
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

III 高齢者の施設一覧

1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	シート数	通所定員	介護サービス	衛生材料等の備蓄状況
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
計								0	0	0		

2 介護老人保健施設(老人保健施設)

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	管理者	入所定員	通所定員	開設許可年月日	介護サービス	衛生材料等の備蓄状況
1												
2												
3												
計								0	0			

3 介護療養型医療施設(病床のみも含む)

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	開設者	管理者	医療床数	介護(床)	介護サービス	衛生材料等の備蓄状況
1											
2											
3											
4											
5											
6								0	0		
計											

4 義理老人ホーム

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	開設者	管理者	入所定員	シート数	開設許可年月日	介護サービス	衛生材料等の備蓄状況
1												
2												
3												
計								0	0			

5 経費老人ホーム

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	開設者	管理者	入所定員	シート数	開設許可年月日	介護サービス	衛生材料等の備蓄状況
1												
2												
計								0	0			

6 ケアハウス

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	開設者	管理者	入所定員	シート数	開設許可年月日	介護サービス	衛生材料等の備蓄状況
1												
2												
計								0	0			

7 有料老人ホーム

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	開設者	管理者	入所定員	シート数	開設許可年月日	介護サービス	衛生材料等の備蓄状況
1												
2												
計								0	0			

8 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活事業所)

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	管理者	ユニット数	入所定員	開設許可年月日	形態	衛生材料等の備蓄状況
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
計								0	0			

9 高齢者生活福祉センター

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	開設者	管理省	入所定員	併設施設	衛生材料等の保管状況
1										

10 デイサービスセンター

事業所名(申請者)	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	併設サービス	衛生材料等の保管状況
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

11 在宅介護支援センター

事業所名(申請者)	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	併設サービス	衛生材料等の保管状況
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

12 訪問看護ステーション

事業所名(申請者)	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	併設サービス	衛生材料等の保管状況
1							
2							
3							
4							
5							

IV 障害のある人の施設一覧

1 身体障害者更正援助施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	ショートステイ定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1											
2											
3											
計								0	0	0	

2 知的障害者更正援助施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	ショートステイ定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1											
2											
3											
計								0	0	0	

3 心身障害者小規模授産施設・事業所・通勤寮等

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1										
2										
3										
計								0		

4 精神障害者社会復帰施設等(生活訓練施設・福祉ホーム・授産施設)

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1										
2										
3										
計								0		

5 精神障害者社会復帰施設等(生活支援センター)

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1										
2										
3										
計								0		

6 精神障害者グループホーム

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1										
2										
3										
4										
5										
6								0		
計										

7 精神障害者小規模作業所

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	通所定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1										
2										
3										
4										
5										
6								0		
計										

8 児童関連施設(知的障害児施設・児童養護施設・乳児院等)

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1										
2										
3										
4										
5										
6								0		
計										

9 支援費対象居宅サービス事業所 等

	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1											
2											
3											
4											
5											
6									0		
	計										

10 デイサービス・ショートステイ

	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入(退)所定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1											
2											
3											
4											
5											
6									0		
	計										

11 知的障害者グループホーム

	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	代表者	施設長名	入所定員	併設サービス	衛生材料等の備蓄状況
1											
2											
3											
4											
5											
6									0		
	計										

V 行政・相談窓口

1 石川県(健康福祉部・相談所)

	名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	担当課(担当者) E-mail	休日・夜間連絡先	衛生材料等の備蓄状況
1	石川県庁							
2	健康福祉部 健康政策課							
3	長寿社会課							
4	子ども政策課							
5	障害保健福祉課							
6	医療対策課							
7	健康推進課							
8	薬事衛生課							
9	保健環境センター							
10	こころの健康センター							
11	中央児童相談所							
12	七尾児童相談所 石川中央保健福祉センター							
13	福祉相談部							
14	女性相談支援センター							
15	知的障害児更正相談所							
16	身体障害児更正相談所							
17	福祉サービス利用支援センター							
18	高齢者情報相談センター							

2 保健福祉センター

	名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	担当課(担当者) E-mail	休日・夜間連絡先	防災訓練	災害情報システム	衛生材料等の備蓄状況
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

3 福祉事務所

	名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	担当課(担当者) E-mail	休日・夜間連絡先	防災訓練	災害情報システム	衛生材料等の備蓄状況
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

VI 医療・福祉関係団体

1 医師会・歯科医師会・薬剤師会等

2 社会福祉協議会

VIII 当事者団体・家族会 等

団体名	代表者名	郵便番号	事務局所在地	電話番号	FAX番号	担当者等 E-mail
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						

要緊急援護者リスト

No.	* ¹ 対象区分	* ² 優先順位	氏名 生年月日(年齢)	住所 TEL	病状及び治療状況	医療機関名・主治医等 TEL	安否確認 チェック	備考
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	
	結・精・認・う 未・難・他		・・()	TEL		TEL	済・未	

*¹ 結:結核患者、精:精神障害者、認:認知症、う:うつ病、未:未熟児及びその産婦、難:難病患者(児)、他:その他*² 優先順位の考え方は資料3参照

災害弱者所在マップ掲載同意書

年 月 日

障害者	氏名			男・女
	生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日			歳
世帯主	氏名	ふりがな	電話番号	
			FAX番号	
住所				
自治会名				

1 災害弱者所在マップに、「障害者の表示」をするとともに、同意書名簿に「本人」と「世帯主の氏名」が記載されることに同意しますか

(1) 同意します。 (2) 同意しません (いずれかを○で囲んでください)

2 同意者名簿に「障害者」と「障害の程度」が掲載されることに同意しますか

(1) 同意します。 (2) 同意しません (いずれかを○で囲んでください)

3 該当する障害名すべてに○を囲んでください。

(1) 視覚障害 (2) 聴覚障害 (3) 肢体不自由 (4) 知的障害
 (5) 内部障害(心臓、腎臓、呼吸器 その他)
 (6) その他()

4 障害の程度を記入ください。

()級

5 その他、知っておいてもらいたいことがありますか？ありましたら記入ください。

(例示：人工呼吸器、在宅酸素療法、人工透析、ペースメーカー 等)

参考：小田原市障害福祉課

異動連絡票・名簿

平成 年 月分 災害弱者所在マップ掲載同意書(障害者)

民生・児童委員

様

異動区分	世帯主 対象者	年齢 年齢	住所 (障害名・程度)	備考
新規 修正 削除 NO			視覚・聴覚・肢体・知的・内部 級	

民生・児童委員の皆様へ

上記の方について異動が生じましたのでご連絡いたします。

災害弱者マップへの加筆・修正・削除をお願いします。

担当〇〇市(町)〇〇課〇〇係

電話番号

災害弱者所在マップ掲載の同意について（お願い）

○○市（町）では、地域防災計画に基づき、災害時のひとり暮らし高齢者、障害者など災害時に援護を要する方々の所在を正確に把握し、救出及び避難誘導するため、そのような方々を記載した所在マップを（民生委員・児童委員のご協力のもとに、各自治体で）作成しています。

この所在マップは、大規模の地震等の災害が発生した場合のみ使用されるもので、

- ① 高齢者や障害者世帯等で、特に地域の人からの援助を必要と考え、希望（同意）される方のみ表示。
- ② 災害発生時に、自治会長、民生・児童委員などが、安否確認や避難誘導、救出のために利用。
- ③ 所在マップは、市（町）、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関に配布。

しますが、個人のプライバシーに十分配慮し、目的以外の利用は認めないことといたします。

つきましては、別紙「同意書」にご記入の上（同封の封筒により）、○○までにご返送くださいますようお願いいたします。

同意書についての問合せ先
○○市（町）○○課○○担当
電話番号
住所

参考：小田原市障害福祉課作成（平成17年3月）

要緊急援護者安否確認状況一覧表

No.	※ ¹ 対象区分	氏名 生年月日(年齢)	住所 TEL	現在の居場所			受診 状況	薬の有無 服薬の可否	健康状況			連絡方法		一緒に いる人	今後の 支援
				自宅	避難場所	その他			※ ² 症状	※ ³ メンタル	その他	TEL	その他		
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	有・無							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	可・否							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	有・無							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	可・否							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	有・無							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	可・否							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	有・無							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	可・否							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	有・無							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	可・否							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	有・無							要・否
	結・精・認・う 未・難・他	・・()	TEL				有・無	可・否							要・否

*¹ 結:結核患者、精:精神障害者、認:認知症、う:うつ病、未:未熟児及びその産婦、難:難病患者(児)、他:その他

*² 1:痛み、2:発熱、3:かぜ症状、4:胃腸症状、5:外傷、6:皮膚症状、7:食欲、8:咀嚼可能、9:その他

*³ 1:眼れない、2:気分がすぐれない、3:落ち着かず、4:気分が沈みがちで憂うつ、5:やる気がしない、6:普段より疲れやすい、7:イライラする

避難場所・救護所の設置状況

避難場所等の名称	住 所 TEL	責任者	避難者						救護所の設置有無
			総人数	乳幼児	学童	成人	高齢者	特記者	
	TEL								有・無
	TEL								有・無
	TEL								有・無
	TEL								有・無
	TEL								有・無
	TEL								有・無

健 康 相 談 票 (初・再)

避難所	
仮設住宅	
自宅	
その他	

	要医療
	要指導
	他機関紹介

相談年月日 平成 年 月 日

氏名 (年月日生歳) 住所 (TEL) (被災前住所)	<既往歴> 治療有 → 治療状況() 服薬状況() 医療機関() 無	
	<不自由している物> 義歯・眼鏡・コンタクトレンズ・補聴器・杖 車椅子・生理用品・ミルク()	
	<症状> 1 痛み 有部位() 6 皮膚症状 有() 2 発熱 有部位() 7 食欲 有() 3 風邪症状 有部位() 8 咀嚼可能か 良() 不良() 4 胃腸症状 有部位() 9 その他() 5 外傷 有部位()	
<メンタル> 1 夜眠れない 5 何事もやる気がしない 2 気分がすぐれない 6 普段より疲れ易い 3 落ち着かず、じっとしていられない 7 イライラし、ささいなことで腹がたつ 4 気分が沈みがちで憂鬱 8 その他()		
<特に困っていること> 生活についての訴え 1 水事 4 冷暖房 7 換気 10 ペット 13 その他 2 食事 5 トイレ 8 臭気 11 騒音 3 衣服 6 風呂 9 ゴミ 12 虫		
<診察> 血圧 ~ mm Hg 体温 □ 脈拍 / 分 所見 無・有() 医師名()		<問題点及び対応>
<今後のフォロー> 無・有 有の場合はフォロー内容を詳しく記入		
保健師()		

仮設住宅訪問指導記録票 (初・再)

	要 医 療
	要 指 導
	他機関紹介

訪問年月日 平成 年 月 日

仮設住宅名	棟号	面接者			
氏名	男・女	年月日生(歳)	職業		
被災前住所				全壊・半壊	
仮設前住所	避難所()親類宅・知人宅・病院・その他()				
既往歴 現病歴 受療状況			家族構成	単身 家族数()人	
相談内容	困っている事	無・有(住宅・仕事・生活費・医療費・食事・交通・その他)			指導事項 受診勧奨
	身体面	無・有(下痢・風邪・結核・高血圧・糖尿病・心臓・整形外科・眼 ・耳鼻・歯・身体障害・難病・寝たきり等)			健診勧奨 保健指導
	精神面	無・有(認知症・精神病・不安・うつ・アルコール・その他)			制度紹介
	その他	無・有			
今後のフォロー	無・有(寝たきり・難病・身体障害・高齢・精神・心理・結核・成人病・未熟児・その他)				
フォローワー 体制	1 他チーム(精神・リハビリ・心理・その他) 2 他機関() 3 その他()				

記録者名()

継続支援者台帳

避難所・地区名

初回 面接日	問題と なる事	氏 名 生年月日(年齢)	住 所 T E L	本人の状況					今一 緒にい る家 族	問題点	今後 の対応	継続支援実施状況(毎日)		
				要医療	要指導	他機関紹介	要福祉 サービス	その他				H / 年	H / 年	H / 年
		・・()	TEL											
		・・()	TEL											
		・・()	TEL											
		・・()	TEL											
		・・()	TEL											

巡回相談等で把握した継続支援対象者のリストとして作成する

避難所巡回日報

年月日	平成 年月日() 午前・午後 ~	避難所名	
巡回者名			
巡回状況			
保健指導数	件		
	妊産婦	件	
	乳児		
	幼児		
	成人		
	身体障害児(者)		
	老人		
	精神障害者		
	難病		
	その他		
計			
引継ぎ事項			

記録者名()

健 康 管 理 活 動 報 告

保健福祉センター・地域センター

市町

実施場所(家庭訪問は実施日)ごとに1枚作成 (○で囲む)

避難所 仮設住宅 一般家庭

実施場所		TEL		避難者数						チーム名						記載責任者		
------	--	-----	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	-------	--	--

項目 活動方法	被訪問世帯数	感染症	結核	難病	精神保健福祉	再掲						知的障害	身体障害	母子						成人・老人	栄養・健康増進	歯科	その他	計	調査・関係機関連絡		
						社会復帰			老人精神	アルコール・薬物	思春期			心の健康づくり	その他	妊娠	産婦	未熟児	新生児	未熟児を除く	新生児を除く	乳児	幼児	その他			
						初(再)	初再	初再	初再	初再	初再			初再	初再	初再	初再	初再	初再	初再	初再	初再	初再	初再			
巡回健康相談																											
仮設住宅訪問																											
一般家庭訪問																											
巡回検診																											
健康教育																											

健康問題と対応	問題点				環境状況 (場所・水道・ガス・トイレ・食事・電気・暖房・冷房・風呂・洗面所 ・その他)										住民が今一番困っていること。喜ばれていること等。						
	対応				今後のフォロー																

*記載上の注意点

1 日報・週報・月報を兼ねる。(毎日、日報を提出。管理者保健師が週報・月報としてまとめ県健康推進課に報告する。)

2 避難所、仮設住宅、一般家庭等場所別に記入し、健康相談、巡回検診、健康教育は1実施場所につき1枚、家庭訪問は実施日毎に記入する。

3 保健福祉センター、市町毎に記入する。

家庭訪問不在時メモ

様

この度の災害では、なにかと不自由な生活をお過ごしのことと思
います。

お身体の調子はいかがでしょうか。ご様子をお伺いするため訪問
をしましたがご不在でした。

お身体や病気のことで心配やお困りのことがありましたら、保健
師までご連絡ください。ご相談に応じます。

月　　日

保健師

保健福祉センター(　地域センター)　
課

市町

課

電話：

様式 健康-保11 被災世帯の健康調査(地区別>世帯主)

避難所の生活環境調査票

調査日:平成 年 月 日
調査者:

避難所名	TEL 責任者()		
施設関係	避難者数	名 (定員 名) 昼間の避難者数 名	
	避難場所	屋内	体育館・講堂・集会所・教室会議室等・廊下ロビー・その他()
	屋外	テント・シート・簡易建築物・車・その他()	
食品関係	飲食物	提供主食	弁当・おにぎり・パン
		副食	缶詰・レトルト・惣菜()
		飲料	牛乳・ジュース類・お茶・その他()
		保管場所	部屋・廊下・倉庫・テント・その他() 適・不適
		配布方法	整理券・その他() 責任者氏名()
		炊き出し	有 [ごはん・みそ汁・(室内・屋外テント・)]・無
		運営	自主・ボランティア・その他() 責任者氏名()
		個人の持込食品	有 (インスタントラーメン・ホット飲料・惣菜・)・無
		残品処理	適・不適
		非常用保管食品 保管 有(缶詰・レトルト・)・無	
		保管場所 部屋・廊下・倉庫・テント・その他() 適・不適	
	飲用水	上水道	復旧済み・未復旧(予定日)
保管容器		ペットボトル・ポリタンク・大型タンク(非常用水) 日付 (有・無)	
その他			
居住環境	施設	暖房設備	有 [全館・個別(エアコン・電気ストーブ・コタツ・石油ストーブ・)・無
		換気	している・していない 禁煙(全館・一部・なし)
		清掃	している (自主・ボランティア・その他)・していない
		履き替え	している・生活場所まで土足
	寝具	下敷き	有 (段ボール・発砲スチロール・畳・マット・シート・)・無
		乾燥	している[日光消毒(日毎)・その他]・していない
	洗濯機	有 (台)・無	
	便所	既設	使用可能(ケ所)
		簡易	有 [(個) 場所(校庭・公園・道路・その他)]・無
		清掃	している (自主・ボランティア・その他)・していない
	手洗い	設備	有 [(便所・洗面所・)方法(流水式・ため水・)]・無
		消毒液	有・無 (残り本数)
	風呂	既設	近隣に 有()・無
		簡易	有 (利用者数 人/日)・無
		シャワー	有 (個)・無
廃棄物	保管場所 専用場所 有()・無		
その他			
ペット	飼養動物	犬(頭)・猫(四)・その他()	
	管理状況	配慮している()・配慮していない	
	その他		
その他健康に関係すること			

(保健所→県)

防疫活動状況報告(第 報)

報告年月日： 年 月 日 時現在の状況

報告機関名：

所属：

担当者氏名：

電話番号：

感 染 症 等 患 者 数	結核患者の届出数	
	患者の概要(疾患名、症状の有無、入・通院の別、医療機関名等)	
	感染症患者の届出数	
	患者の概要(疾患名、症状の有無、入・通院の別、医療機関名等)	
防 疫 活 動	防疫活動をしている市町村数(応援を除く)	
	防疫活動をしている保健所数(応援を含む)	
	保健所職員(雇上職員を含む)の防疫活動従事者数	
	本庁職員(雇上職員を含む)の防疫活動従事者数	
	消毒を行った箇所数	
	ねずみ族、昆虫等の駆除箇所数	
	健康診断実施件数	
その他の対応等		
備 考		

災害時食品衛生関係報告書

(保健所 → 薬事衛生課)

報告号数 第 報

報告年月日 平成 年 月 日

報告時間 午前・午後 時 分

報告機関名

報告責任者氏名

食品衛生指導班の状況	編成	不要・要	→	未・済	→	班数	班
	応援要員	不要・要	→	人		総人員	人

管内の状況	避難所	箇所	→		箇所指導済み
		人			
	食糧配給所	箇所	→		箇所指導済み
	支援食品集積所	箇所	→		箇所指導済み

(不足資材名及び数量)

資材の状況	衛生資材	不足	有・無	
		市町から斡旋要請	有・無	
		本庁斡旋	有・無	
	衛生教育資材	不足	有・無	
	検査資材	不足	有・無	

許可施設の状況	全壊		%程度
	半壊(再開時新規扱い)		%程度
	一部損壊(再開時変更扱い)		%程度

その他伝達事項

災害情報報告書

報告年月日：

報告時刻：

報告機関：

① 減断水の概況

② 主要な水源の現状

③ 応急対策等の概況

1. 断水の状況

(1) 地区(又は集落)名

① 戸数

② 人口

2. 応急給水等応援の要否

(1) 人員

(2) 給水車・資機材

① 給水車

② 給水タンク

③ ポリタンク

④ 復旧工事用資材

(資材名及び数量)

(次ページに続く)

3. 代替飲料水の確保状況				
(1) 水の種別				
(2) 取水場所				
4. 被災水道事業の名称				
(1) 基幹施設の被災の状況				
① 取水場				
② 净水場				
③ 配水池				
④ その他の施設				
(2) 管路の被災の状況（場所及び管路延長）				
① 導水管				
② 送水管				
③ 配水管				
④ その他の管路				
5. 道路等での漏水、液状化の状況（場所など）				
6. 応急給水及び応急復旧の進捗状況				
7. 復旧の見込み、人員・給水車等の資機材の充足状況、外部支援の状況				
8. その他参考となる事項				

※ 報告は、可能な限り、地図や写真を活用すること。

被害状況報告書

年月日 時刻 報告者氏名

種類 水道水源井、取水口、浄水場、配水池、消毒設備
給水管

1 被害の程度

施設名・場所・範囲・管理者・担当者・電話

2 具体的な被害

・
・
・
・

3 気象、電力事情、道路交通等参考事項

4 必要な資機材、

・
・
・

5 報告先機関、職氏名、電話

様式 衛生

災害発生時調査項目報告(薬事衛生課生活衛生G行)

1 公衆浴場の被害状況・営業状況

被害状況・営業状況	施設数
建物の損壊による営業停止	
使用水、燃料等の供給不足による営業停止	
営業中	→ 施設名、所在地の他、入浴料金等営業状況(わかる範囲での一覧)

(公営、三セク優先に情報収集)

2 仮設風呂の設置に関する事(原則 市町村からの要請により設置)

(仮設風呂の必要性)	
(市町村への助言)	
(設置が必要と思われる数)	
(設置場所)	
(機材搬入経路)	
(使用水の供給)	
(燃料の供給)	

3 広域火葬に関する情報(特に 初期 市町村からの情報がない場合)

(死者者数)	
(火葬場の被害状況) 建物の損壊による使用不能	
(搬送経路の状況)	
(ドライアイス等調達状況)	

様式 動物1

月 日 時 現在

報告者 保健福祉センター

1 必要な資材

物品	数量	備考
フード		
糞処理袋		
排泄用シート		
ケージ		
食器		
ウエットティッシュ		
ドライシャンプー		
人体用マスク		
その他		

2 保護の対応

	犬	その他
今後、保護が必要な動物の情報		
現在の保護状況		

様式 動物2

月 日 時 現在

避難所名報告者

1 必要な資材

物 品	数 量	備 考
フード		
糞処理袋		
排泄用シート		
ケージ		
食器		
ウエットティッシュ		
ドライシャンプー		
人体用マスク		
そ の 他		

2 保護の対応

	犬		その他	
	種類	頭数	種類	頭数
今後、保護が必要な動物の情報				

毒劇物事故に係る受報用紙

飲食物事故 飛散流出事故 その他

通報者	<input type="checkbox"/> 警察・消防 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 健康被害者 営業者・学校				受付年月日	年月日時分
	機関名					
	氏名				<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来訪	
	住所	直 ()			受付者	氏名
通報内容	1 発生日時	年月日午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分				
	2 発生場所					
	3 発生内容					
健 康 被 害 者	氏名	他 人	性別	男・女	年齢 生年月日	歳 年月日
	職業	年 組	勤務先 (所在地)	直 ()		
	住所	直 ()				
	当該者現在地	届出医療機関 自宅 勤務先 学校等 不明				
症 状	<input type="checkbox"/> 下痢(軟水粘血回) <input type="checkbox"/> 発熱 (°C) <input type="checkbox"/> 腹痛 頭痛 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 悪心 嘔吐 (回 色)		<input type="checkbox"/> 皮膚症状(発汗、色変) <input type="checkbox"/> 呼吸臭(ニンニク臭) <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 瞳孔(縮瞳・散瞳) <input type="checkbox"/> 呼吸(多・少)		<input type="checkbox"/> 脈拍(多・少) <input type="checkbox"/> 血圧(高・低) <input type="checkbox"/> 尿量(多・少)	
	その他特異的症状			経過	<input type="checkbox"/> 悪化 <input type="checkbox"/> 不変 <input type="checkbox"/> 快方	
救急搬送先	時 分	医療機関名				
受診状況	検査	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()				
	治療(投薬)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()				
□ 受診	初診日時	月 日	午前・午後	時頃		
	医療機関名等	名称		医師名	直 ()	
□ 未受診	入院の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (医療機関名)				
	診察人数	所在地	人	()		
飲食物事故	日時 月 日	午前・午後	場所			
飲食状況	内容	<input type="checkbox"/> 弁当 <input type="checkbox"/> 外食 <input type="checkbox"/> 飲料水	その他 ()			
飛散流出事故 (気体・液体粉末等の暴露状況)	日時 月 日	午前・午後	天候	場所(地形等)		
	暴露状況 気体・液体・粉末等					
	その他(異臭等)					
その他	警察への連絡	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ()	警察署)			
	通報者に下記事項を依頼	<input type="checkbox"/> 医療機関未受診の場合は、受診を勧める。 <input type="checkbox"/> 残飲食物・吐物などがあれば現状保存				
備考						

※ なお、受報用紙は、この様式に限らない。

樣式 毒劇物 2

毒劇物事故に係る速報用紙（第一報）

速(受)報年月日	年 月 日 時 分
速(受)報責任者	
事故の概要	

毒物劇物等に係る事故報告書

石川県

保健所

平成 年 月 日

1. 探知の方法				
2. 発生日時				
3. 発生場所				
4. 事 故 発 生 者	住 所	TEL		
	氏 名			
5. 事故に係る毒物劇物等の名称並びにその成分その分量性状				
6. 事故の状況及被害		別紙のとおり		
7. 事故の原因違反の有無		事故の原因	別紙のとおり	
		違反の有無	有・無	
8. 事故発生者の講じた措置		別紙のとおり	事故報告の有無	有・無
9. 都道府県(保健所)及び他の官公署の講じた措置		(1) 都道府県(保健所)の講じた措置	別紙のとおり	
		(2) 他の官公署が講じた措置	別紙のとおり	
		(3) 関係行政機関との連携の状況	別紙のとおり	
10. その他				

(記載上の注意)

1. 「探知の方法」には事故発生の情報を最初に入手した手段を記載すること。

被害状況報告書

年月日 時刻 報告者氏名

種類 し尿・ごみ・がれき・産廃

1 被害の程度

施設名・場所、範囲・管理者・担当者・電話

2 具体的な被害

・
・
・

3 気象、電力事情、道路交通等参考事項

4 緊急を要する事項

・
・
・

5 報告先機関、職氏名、電話